

*Digest of Science of Labour*  
**労働の科学**

2023  
*February*  
Vol. 78, No. 2



チューリップハット／菅沼 緑

特集

## 災害を他人事にしないために

音楽を通じた被災地支援のカタチ／松下英爾  
被災地に寄り添い続けて／陸前高田を勝手に応援する会  
災害時のトイレ環境改善に向けた取り組み／日本トイレ研究所

連載

漂流者たち—クミジヨの肖像②③  
本田一成

凡夫の安全衛生記⑦②  
福成雄三

大原記念労働科学研究所

連載

ILOインド南アジア産業安全保健通信②  
川上 剛

巻頭言

まずやってしまっ、後で謝るの原則  
福島 章

# 社会厚生への測り方

Beyond GDP

坂本徳仁「訳・解説」

GDPは豊かさを測る指標として本当に適切なのか？幸福度指標に必要な条件とは？代表的論文を専門家の丁寧な解説と共に味わう。

3月中旬刊

●予価3300円

# 文化接触と政治思想

山田央子「著」

東アジアからの挑戦の諸相

19世紀後半は西洋由来の知識のもと近代国家形成への営みが多様に展開した。当時の思想作品を原典と照合し多彩な試みの内実を迫る。

●7480円

# 東アジアの環境政策と課題

北川秀樹「編著」

龍谷大学社会科学研究所叢書第140巻

環境負荷の少ない地域社会の構築のため、日中韓の研究者が、直面する環境課題を政策形成過程、公衆参加、司法の視座から追究する。

3月上旬刊

●7150円

# 自治体事業と公私協働

宮森征司「著」

「公私協働論」が提唱されて久しいが具体的な内容の検討は未だ充分とは言えない。ドイツの実態を検討して日本でのあり方を考える。

3月中旬刊

●4950円

# 人新世のエコロジー

及川敬貴「著」

自然らしさを手なずける

時に私たちに挑みかかる自然と共生するために何をすべきか？人と自然のつながりを見出すための、4つのナラティブがはじまる。

●2640円

# パラリーガルの実務感覚から学ぶ

川嶋四郎「監修」

# 民事訴訟・執行・保全

山本真「著」

パラリーガルの実務感覚に基づいて民事訴訟法・民事執行法・民事保全法を解説。授業にも実務にも模擬裁判にも活用可能な入門書。

3月中旬刊

●予価3100円

# 受ける？ 受けない？

JRINQ 社会学 special issue

# 精神科セカンドオピニオン

加藤忠史「編」

●1430円



日本評論社  
https://www.nippon.co.jp/

〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4 ☎03-3987-8621 ㊟03-3987-8590  
ご注文は日本評論社サービスセンターへ ☎049-274-1780 ㊟049-274-1788

※表示価格は税込

作品パンフのほか詳しいカタログ・試写用DVDでご検討ください

## 労働安全衛生教育ビデオ(DVD)シリーズ

### 最近作のご案内

《総数約100作品》

- (改訂Ⅱ版)心肺蘇生法とAEDの実技  
～いざという時のために～ (ガイドライン2015)
- (改訂版) ケーススタディ 有機溶剤による災害を防ぐには  
～作業中の急性中毒の防止対策～
- (改訂Ⅱ版) 自由研削用グラインダの安全  
～といしの破壊災害を防ごう～
- やさしい化学物質リスクアセスメントのすすめ方  
～その基礎知識と実施手順～
- (改訂Ⅲ版) 安全な有機溶剤作業の基礎知識  
～有機溶剤中毒を防ぐには～
- (改訂Ⅱ版) 特定化学物質による  
障害予防の基礎知識

### 話題のDVD作品

- 正しい床上操作式  
クレーンの取り扱い
- (改訂版) 酸欠症等の災害事例と  
安全作業のポイント
- (改訂版) よい作業環境をつくる  
換気の基礎知識
- (改訂Ⅱ版) 感電の基礎知識
- (改訂版) 不安全行動と災害
- 職場安全の基礎知識

公式HP // www.prc.jp.jp prcjip 検索



皆様のご愛顧で創業76年  
Public Relations Consultant Co., Ltd.  
株式会社 PRC

〒104-0031 東京都中央区京橋3-6-12 正栄ビル 〈試写室 完備〉  
TEL 03-3561-5101 FAX 03-3563-1427 E-mail prc.jp@nifty.com



# まずやってしまつて、後で謝るの原則

福島 章

2年前に役所を退官した直後、ある人から「これを読んでみる」と本を1冊いただいた。寺島実郎氏の「ジェントロジ宣言」という本である。ジェントロジとは、「定年退職後30〜40年生きねばならない100歳人生の時代にあつて、高齢者を社会参画させ活用するプラットフォームの創造を探索する社会学である」とあり、そのための社会意識を醸成する知の再武装システムの構築の試み」だそうである。当時の私は、長い間携わつてきた仕事や組織から放り出されて落ち着かない時期でもあり、それなりに面白く読んだと思うのだが、どういうわけか記憶に残つていないのは、本筋の話とは関係のない数行であつた。寺島氏は言う。「戦後日本の社会科学教育を眺めていると、当然学ぶべき事柄が欠落していることに気づかされることも多い。もつとも大きな問題は、戦後の日本人が日本近代史を十分に学んでこなかつたことである。日本近代史に対するしつかりとした認識を持つた大人が非常に少ない。明治維新以降の近代史を知ろうとすれば、日本が道を踏み外し、戦争へと突き進んでしまった誤りに向き合わざるを得ない。それを避けてきたのではないか、というのである。

選択したので、さすがに教科書は最後まで読んだけれども、第2次世界大戦以降はどうせ試験に出ないだろうと、一通り目を通した程度である（実際、試験には出なかつた）。近衛文麿や東条英機くらいは記憶に残つているが、満州事変から日中戦争、太平洋戦争へと、日本を破滅に引きずり込んだ帝国陸軍の永田鉄山や石原莞爾、武藤章といった人たちの名前はかすりもしなかつた。

寺島氏に触発されて、ぼちぼちと日本近代史の本を読み始めて驚いた。軍部首脳は天皇陛下の命令に従わない。満州にいた関東軍は当時の首相や参謀本部の指示に従わない。挙句の果てには、中堅将校連が上官を突き上げ、自分たちの意に沿わないと血なまぐさいテロ事件を引き起こす始末である。

やはり組織というものは秩序こそが重要だと唸つていたら、「まずやってしまつて、後で謝るの原則（塚本一也・R&Dコンサルティング）」というインタビュー記事が目飛びこんできた。その記事曰く、「社内ではアイデアを提案してもいろいろな批判・反対の声が上がり、つづぶされてしまいかねない。新しいことを進める人間として、その内容について極力分かりやすい説明ができるように最大限努力することが、まずもつて大切である。その説明努力を十分にした上で、それでもなお理解されずに進めなくなりそうなとき、意識すべき行動原則の一つが「まずやってしまつて、後で謝る」

だ」というのである。

確かに、このやり方は功を奏する局面もありそうである。問題はこれが「原則」となつてしまう恐ろしさだ。昭和6年、柳条湖事件が起き、満州事変が勃発する。満州全土には関東軍の20倍の敵がおり朝鮮軍の助力を求めたのだが、戦線拡大に反対する天皇は「まかりならん」の一点張り。その時、林銑十郎朝鮮軍司令官は陛下の命令もなく、朝鮮軍を満州入りさせる。陸軍刑法に基づけば死刑に相当する。この報告を受けた当時の若槻禮次郎総理は「なに？ すでに入つてしまつたのか。それならば仕方ないじゃないか」と反応した。いつの時代も功を焦る者はいない。「仕方ないじゃないか」が原則になれば、組織の籠が緩む。満州事変は日中戦争と呼び、さらに太平洋戦争へと拡大して、やがて日本は焼け野原になるのである。



ふくしま あきら  
大原記念労働科学研究所 常務理事

# 労働の科学

2023  
February  
Vol. 78, No. 2

巻頭言

俯瞰 (ふかん)

まずやってしまっ、後で謝るの原則

1

福島 章 [大原記念労働科学研究所 常務理事]

表紙作品：菅沼 緑「チューリップハット」  
材料：鑄鉄にラッカー  
会場：椿近代画廊（新宿）  
年度：1968年  
撮影：菅沼 緑



## 災害を他人事にしないために

音楽を通じた被災地支援のカタチ

雲仙・普賢岳噴火災害の場合 ..... [行政書士] 松下 英爾 ..... 4

被災地に寄り添い続けて

..... 陸前高田を勝手に応援する会 ..... 12

災害時のトイレ環境改善に向けた取り組み

..... [NPO法人日本トイレ研究所] 加藤 篤, 松本 彰人, 島村 允也 ..... 17

### Series

ILOインド南アジア産業安全保健通信 (2)

労働における基本的原則と権利としての安全衛生

-インドの綿花栽培農家支援プロジェクト- ..... 川上 剛 ..... 22

## Series

- 芸能従事者の今 (18)  
フリーランスのストレスチェック ..... 森崎 めぐみ ..... 26
- 「#教師のバトン」で伝わる (20)  
教職員の過酷な勤務環境 ..... 藤川 伸治 ..... 30
- 漂流者たち クミジョの肖像 (23)  
『クミジョ白書2019』と『同2021』のはざままで ..... 本田 一成 ..... 34
- 凡夫の安全衛生記 (72)  
「支えてもらった」身近な上司, 同僚 ..... 福成 雄三 ..... 36
- 労研アーカイブを読む (85)  
高速道における適切な車間距離 ..... 椎名 和仁 ..... 38

## Column

- つれづれなるままに  
妊産婦手帳と母子手帳, そして母子健康手帳 ..... 千葉 百子 ..... 43
- 自由と想像 (2)  
彫刻に向かって ..... 菅沼 緑 ..... 49
- BOOKS  
『従業員エンゲージメントを仕組化するスキルマネジメント』  
人と組織を甦らせるマネジメント ..... 編集部 ..... 52
- 労働科学のページ ..... 53
- 次号予定・編集雑記 ..... 64

## 音楽を通じた被災地支援のカタチ

雲仙・普賢岳噴火災害の場合

松下 英爾

### はじめに一音楽でつながる連帯と支援

今から33年前、1990年11月に始まった雲仙・普賢岳噴火は1996年6月にようやく噴火終息宣言を迎えましたが、その間、そこに住む私たちに多大な損害を与え、長期にわたる困難な生活を強いました（写真1）。



写真1 島原市街地（島原城）の上空に達した火砕流の噴煙



まつした えいじ  
行政書士  
しまばら半島国際交流クラブ代表

いつ起きるか分からない火砕流や降雨による土石流に翻弄される毎日を暮らす中、被災地への支援と復興のために、当然の責務である「行政の仕事」ではなく、「一個人」でもなく、「労組」という、一つの強い思いと絆を持った「組織体」として被災地を慰め、元氣と勇気を与え、受けた復興支援に感謝しつつ他被災地への連帯と支援を呼びかけた『音楽会』がありました。本稿では、音楽を通じた被災地支援＝地元音楽愛好家や著名なミュージシャンによる雲仙・普賢岳被災地支援コンサートの5つの実例を振り返ってみました。

### 鎌田慧さん、数住岸子さんとの出会い —島原演奏会

43名の死者・行方不明者を出した1991年6月3日の大火砕流惨事から1年が過ぎた1992年6月6日（土）の午後2時半、島原文化会館で『普賢よ眠れ！甦れ美しき我がまち！ '92島原演奏会』が始まりました。大惨事からまだ1年、火砕流や土石流が頻発する最中、労組主催での初の演奏会は、普賢岳被災地の取材に訪れていたルポライター・鎌田慧さんとの出会いが始まりでした（写真2）。

鎌田さんは島原に取材に来られるたびに、私が委員長をしていた島原市職組の書記局に立ち寄られました。このコンサートはその



写真2 島原市職組書記局で鎌田慧さん（左端）と懇談中（'92.2.24）

時に鎌田さんが、鎌田さんの知人のバイオリニスト・数住岸子さんに島原でチャリティーコンサートを開いてくれるよう話してみようか、と、切り出されたのがきっかけでした。

数住岸子さんのバイオリン、畑瀬由美子さんのピアノ、脇坂みどりさんのフルートという豪華な顔ぶれのコンサートは長崎県職組の江口満さんの尽力があって、県職組島原支部と島原市職組の共催、深江町職労、島原市、深江町、両市町教育委員会、長崎県教育委員会、自治労長崎県本部、島原新聞社、長崎新聞社の後援によって実現しました（写真3、4）。

一から十まで手づくりで、「島原のクラシック人口は約150人」と言われていた中で果たして何人の人が聴きに来てくれるのか心配

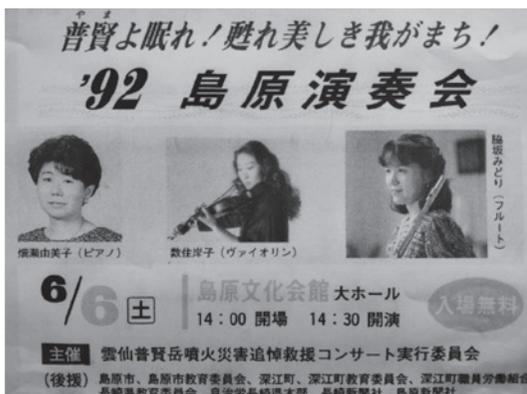


写真3 大火砕流惨事1年後、初のクラシック演奏会ポスター（部分）

でしたが、大方の予想に反して967人も聴衆で文化会館大ホールは埋まりました。美しい音色に浸り、最後まで熱心に聴き入っていた聴衆は予定の5曲の演奏が終わるとアンコールを求めて盛大な拍手。拍手が終わって身じろぎもせず聴き入っていた聴衆は、アンコール曲、バッハの「G線上のアリア」と「島原の子守唄」が終わると涙ぐんだのでした。

災害下、私たち労組にとって初めての、この対外的、文化的な取り組みの感動！は、その2年後に始めた「自治研」運動の原点ともなりました。

その後、数住さんたちには組合の噴火災害記録集をお送りし、年賀状での交流もさせていただいたのですが、1997年6月2日に数住さんが45歳の若さで亡くなったことを知りました。コンサートが終わって文化会館でお見送りをした時、思い切って「またコンサートに来てください」と口にする、数住さんから「わかりました」という明るく大きな返事が返ってきましたが、それが最後の会話になるとは……。G線上のアリアを耳にすると、その日のことを思い出します（写真5）。

鎌田さんは、その当時、オウム真理教による坂本堤弁護士一家失踪事件の解明を求める署名活動に奔走していた江川紹子さんを案内して組合書記局に来られたことがあり、組合でも署名活動を行って署名簿をお渡しし、江



写真4 コンサートの前に島原市長を表敬訪問する数住さん（中央）ら



写真5 コンサートが終わり、数住さん（中央）らを囲んで

川さんともその後の交流が続きました。

### 泉谷しげるさんの「島原救援ライブ」

(1)1993年7月に起きたマグニチュード7.8の北海道南西沖地震で壊滅状態となった奥尻島への救援活動が続いていた泉谷しげるさんは、1994年1月、普賢岳噴火被災地を訪れた後、同年3月14日（月）、ギター1本片手に島原市体育館のフロアに下り立ちました。その体育館は大火砕流惨事の日から3ヵ月間、噴火災害で自宅に帰れなくなった多くの住民が集団で避難生活を送った場所。泉谷さんは1500人も住民らの中に分け入って激励ライブを行ってくれました。その時の写真を見ると、泉谷さんの元気な歌声と掛け声で住民らは励まされ、場内は満面の笑顔、盛大な拍手と歓声に包まれた様子が伝わってきます（写真6）。

その日、泉谷さんは隣の深江町でも激励ライブを開いていますが、この年、泉谷さんがいくつか島原救援ライブをした模様は、『アサヒグラフ』（1994年12月9日号の24頁～27頁、写真・文/早川文象）に掲載されています。その後も泉谷さんは各地で被災地救援ライブを開かれていることは周知の事実です。

(2)島原市体育館でのそのコンサートの前日、

1994年3月13日（日）には、長崎市（長崎市公会堂）で、泉谷しげる、伊勢正三、忌野清志郎、大友康平、小田和正、さだまさし、浜田省吾、南こうせつ、吉田拓郎に井上陽水さんも加わった『長崎・普賢岳噴火災害救済コンサート～島原・深江を救え～「メッセージソングの日」』が開かれていました。

一夜限りの「奇跡のスーパーバンド」コンサートは泉谷さんの「春夏秋冬」に始まり、「22才の別れ」、「夢の中へ」、「結婚しようよ」、アンコール曲「なぜ、こんな時代に……」などそれぞれの持ち歌9曲が熱唱～合唱されました。この奇跡のスーパーライブの一部のレアな映像は「泉谷しげる 普賢岳噴火災害救済スーパーバンド」などとネット検索するとYouTube動画で見ることができます。

同年8月16日に泉谷さんは日本武道館で吉田拓郎、財津和夫、山本潤子さんらと『日本をすくえ '94～奥尻島、島原・深江地区救済コンサート』を開いたことも報じられています。

(3)1994年10月28日（金）に、泉谷しげるさんは福山雅治さんらとともに『日本を救え '94～島原・深江を救え』チャリティーコン



写真6 たくさんの笑顔に囲まれて。『アサヒグラフ』（1994年12月9日号24頁、文・写真/早川文象）より

サート（無料）を島原文化会館で開きました。

会場は、島原半島の1万6千人の応募者の中から抽選で幸運の切符を手にした一千人の聴衆で埋まり、コンサートに先立って泉谷さんは島原市長と深江町長にそれぞれ一千万円ずつの義援金目録を手渡しました。泉谷さんらの熱唱に加え泉谷さんが観客席に飛び込むなどのパフォーマンスもあって、会場は終始熱気に包まれました。福山さん、25歳の時でした。

### がまだせ！ 初の島原城ライブ

1996年6月27日（木）。島原市内のjazzバー「ろふと」でコトは始まりました。そこに居合わせたのが島原鉄道労組の結成50周年記念祝賀会の3次会に来ていた矢島良一さん（長崎県労働金庫理事長）と多良英一郎さん（連合島原地協事務局次長）と城田伸広さん（全連島原支部書記長、島原吹奏楽団）、それに早崎史洋さん（連合島原地協幹事）と私（島原市役所、島原吹奏楽団）の5人。

熱の入った5人談義は、その時期に長崎県が事務局となって策定が進み始めていた『島原地域再生行動計画（愛称：がまだせ計画）』（雲仙・普賢岳噴火災害からの本格復興プロジェクト）を後押しする労組組織（連合長崎・島原地域協議会）の取り組みの中身の議論へと進み、仮称「ジャズコンサート」を開いたら、との話で盛り上がっていきました。その結果、翌7月初めの連合島原地協の機関会議でコンサートの実施が決定。日程は8月31日、場所が市中心部の中央公園が難しいならば「趣旨が災害復興なら島原市や島原半島のシンボルである島原城でやれたら」との意見でまとめ、実施まで2ヵ月もない短期間での猪突猛進となりました。

島原で使う方言「がまだせ」（＝頑張れ、元気を出せ。復興！の合言葉）を冠につけた『8.31 がまだせサマーコンサートinしまばら』

と題した島原城での初ライブは1996年8月31日（土）午後6時に開演。「雨天決行」とは決めていましたが、当日、準備段階から雨模様。それでも県島原振興局長や3市町長をはじめ900人以上の皆さんが聴きに来てくれました。演奏が始まると土砂降りの雨。雨がたまって時折、テントの上から雨水がバサッと落ちるのにハッとしながらも、ステージに立った4団体の熱演に聴衆は感動!!のフィナーレを迎えることができました（写真7）。

島原半島からの出演団体は、ビッグバンド（小浜ジャズオールスターズと島原吹奏楽団）、ギター&パーカッション&ボーカルバンド（ブラックボックスとアップーリミット）の4団体でした。連合長崎・島原地域協議会（野田寛議長）が主催して地元実行委員会を組織。長崎県島原振興局、島原市、深江町、小浜町、3市町教育委員会、島原商工会議所、長崎県労働者福祉協議会、長崎県労働金庫、全労済長崎県本部、復興ネットワークが後援してくれました。

コンサート資金捻出のために簡易消火器の販売や多くの企業広告集めにも奔走して、発足3年目の「連合島原地協」という存在を



写真7 激しい雨の中で開かれたコンサートを伝える島原新聞

PRできる機会ともなり、結果的に『2000年  
がまだせ！コンサート』開催の下地を作ること  
ができました。このコンサートの模様は記  
録誌『島原の夏 復興を考える～8. 31が  
まだせ サマーコンサート』（連合長崎・島原  
地域協議会）にまとめられています。

## 『2000年 がまだせ！コンサート』に 1万人

1996年6月の噴火終息宣言を受けて、普  
賢岳噴火災害からの本格的な復興を目的とし  
た『がまだす計画』の重点27大プロジェクト  
の一つに島原市が島原復興のシンボルとし  
て建設する「島原復興アリーナ」がありまし  
た。そのアリーナは普賢岳災害の土石流土砂  
で埋め立てられた島原市平成町（安徳海岸埋  
め立て地）に1999年2月、総工費30億円で着工、  
2000年7月に完成しましたが、着工2年前  
の1997年4月から1年間、私はアリーナ横  
に計画の雲仙岳災害記念館建設や島原半島復  
興推進のための知事直属部署（県庁内の雲仙岳  
災害復興室・『がまだす計画』事務局）に単身赴任  
していました。

その時、勤務していた部屋に島原市職組役  
職時代からの知人だった連合長崎の役員の方  
が来られて、普賢岳災害・復興支援のため、『連  
合』に全国から寄せられた義援金の具体的な  
活用策について地元・島原として何か希望は  
ないだろうか、との相談をいただきました。  
私はその場で、前年の「がまだせ！ 島原城  
ライブ」の余韻から、思い切って、近々建設  
が始まる島原復興アリーナ横の空き地に「野  
外ステージ」ができれば、と口にしました。  
それが結果的にご縁となって、復興アリーナ  
の完成に合わせる形で2000年夏、アリーナ  
の横に、純白のウイングを大きく広げ、今に  
も羽ばたこうとする姿を連想する「野外ステ  
ージ」が完成し、島原市に寄贈されました。

野外ステージの完成と同時にコンサートを

開いて、噴火から10年、全国からのご支援  
でここまで復興できたことへの感謝のメッセ  
ージと、他の被災地の皆さんに応援のエール  
を送ろう！となるのは必然でした。

1996年の島原城ライブのスタッフをベー  
スに、1999年春、総勢23人からなる実行委  
員会を立ち上げ、同ライブで司会役を務めた  
川田金太郎さんと森繁久彌さんとのご縁のつ  
ながりでさだまさしさん、そして南こうせつ  
さん、武田鉄矢さん率いる海援隊という、い  
ずれも九州出身スペシャルのお三方に来てい  
ただけることとなりました。

森繁久彌さんが実行委員会の世話人代表、  
島原市出身の作家・宮崎康平氏の奥様・宮崎  
和子さんと、五島喜盛さんが顧問となり、実  
行委員長に多良英一郎さん、副実行委員長に  
は本田和規さんや私ほか11名、事務局長に  
は川田金太郎さんがなってくれました。コン  
サートの案内パンフレットの表紙には森繁久  
彌さんからのコンサートにかける熱い思いも  
載りました（写真8）。

「雲仙・普賢岳噴火10年復興記念事業」の  
冠がつき、野外ステージのこけら落としを兼  
ね、農家や会社員、主婦や学生など200人も  
のボランティアの皆さん方の協力があつて

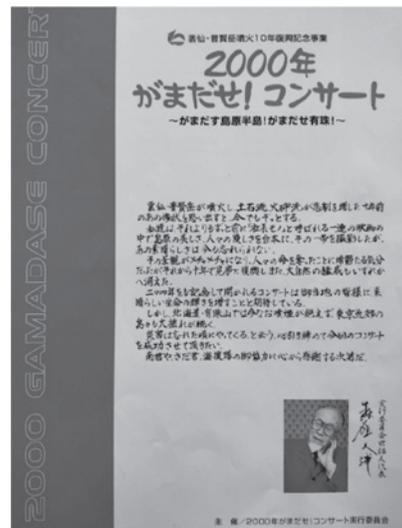


写真8 がまだせ！コンサートの案内パンフレット

『2000年 がまだせ！コンサート』は2000年10月22日（日）午後2時に開演。島原市平成町の広大な野外ステージ広場を9,579人の聴衆が埋め尽くしました（写真9）。

この年の3月に23年ぶりの噴火を始めた有珠山被災地と、同年7月に突如の山頂噴火を始めた三宅島被災地の住民の皆さん方8名を招待して始まったコンサートは司会役を川田金太郎さんと、さだまさしさんの妹の佐田玲子さんが務めました。

ステージの一番目はさだまさしさん。さださんは「島原の人たちは元気と勇気、時々見失いかけたらうけど、それをみんなから背中を押されて頑張った。そして今、この笑顔を日本中にお返しすることができる。本当に、くれぐれも元気と勇気だけは困った時こそ忘れないで」と語りかけました。

最後は、1万人の聴衆総立ちの中、さださんら3人のミュージシャンと、有珠山、三宅島噴火被災地の皆さん、島原市長の吉岡庭二郎さんらに囲まれて島原ジュニア合唱団が「島原の子守唄」を歌うと、会場は感動の渦に包まれました。最終フィナーレでステージには多良実行委員長らも呼ばれ、会場全体でコンサートのキャンペーンソング「がまだす～手と手をつないで～」を大合唱しながら、島原10年分のがまだす！を全国に発信しました。

1万人のエールはこの日、午後7時のNH



写真9 平成新山をバックに1万人・がまだせ！コンサート（司会者・川田金太郎さん提供）

Kニュースで放映され、さださんの「落日」、海援隊（武田鉄矢さん）の「声援」、こうせつさんの「うちのお父さん」などの歌声は被災地に寄り添い、励ますエネルギーとなって、特番で世界に向けて発信されました。

このコンサートを後援してくれたのは、連合長崎（川野浩一会長）、雲仙・普賢岳噴火10年復興記念事業実行委員会、長崎県、島原市、深江町、南高来郡町村会、島原半島観光連盟、島原商工会議所、(社)島原青年会議所。協力団体に島原ボランティア協議会や島原市音楽連盟、島原半島音楽連合、島原半島太鼓連盟が名を連ねました。

この愛称「がまコン」は、翌年には同じステージでばんばひろふみさんを招いて開かれ、以後、川田金太郎さんが中心となり継続して開催。東日本大震災支援のための福島県須賀川市でのチャリティーコンサートなど川田さんらによる救援ライブの数はこれまでに20回を超えています。

## 「フォーク」の神様たちがやって来た！

2011年9月25日（日）。再び島原に泉谷しげるさんが帰ってきました。今度は伊勢正三、イルカ、尾崎亜美、山本潤子、浜崎貴司（フライングキッズ）さんらの豪華メンバーと連れ立って……。

普賢岳噴火災害から20年となった節目の年の2011年9月25日、全国の自治労の仲間から寄せられた雲仙・普賢岳噴火災害義援金の有効活用を目的に、自治労長崎県本部、長崎県職員連合労働組合島原支部、島原市職組、南島原市職労、雲仙市職労で、島原市職組の森宏伸委員長を実行委員長とする「雲仙普賢岳噴火災害20周年事業」実行委員会が結成され、第1部で当時のジャーナリストの基調講演と普賢岳被災地や東日本大震災地の市職労などによる災害・復興に関するパネルディスカッションが島原復興アリーナで、第2部



写真10 島原市職組・組合員撮影の平成新山写真を使ったポスター

の『届け、復興への鼓動。島原から全国へしまばら復興コンサート』がアリーナ横の『2000年 がまだせ！コンサート』と同じ野外ステージで開かれました(写真10)

当日のステージ進行表を読み返すと、泉谷さんが6曲、イルカさんが5曲、山本さんや伊勢さんらそれぞれが数曲ずつ、尾崎さん・伊勢さん・山本さんのユニットで5曲、エンディングは全員で1曲の計26曲ものエントリーでした。午後3時半に始まったコンサートは終了予定時刻を1時間以上オーバーする熱唱で、暗闇に浮き上がるステージを前に3,300人の聴衆は深い感動に包まれました。(写真11)。

そのコンサートに先立って第1部では、その日の午前9時半から『“絆” (きずな) つなごう！ 島原の教訓～自治体労働組合としてできること～』をテーマに、まずスポーツニッポン新聞社常務取締役(普賢岳噴火当時・毎日新聞社西部本社デスク)の加藤信夫さんによる基調講演があり、その後、加藤さん、自治労県本部委員長の近藤富彦さん、東日本大震災被災地から宮城県石巻市職労書記長の小野寺伸浩さん、新燃岳噴火被災地から宮崎県高原町職組委員長の新福小太郎さん、普賢岳災



写真11 ステージと一体の復興コンサート(島原市役所職員組合提供)

害当時、深江町立大野木場小学校教諭だった土手野和弘さん、それに私(普賢岳災害当時、島原市職組委員長)を加えた6人によるパネルディスカッションが開かれました。

ディスカッションでは、この日の半年前に起きた東日本大震災で甚大な被害を受けた石巻市や、普賢岳と同様の噴火対応に追われる新燃岳被災地の状況などを聴きながら、長期にわたる普賢岳噴火災害の経験を踏まえ、災害と復興に関し被災自治体労組として何をすべきか、マスコミに何を期待するかなどについて率直な意見交換を行いました。全体内容は第34回兵庫自治研集会(2012年10月)の島原市職組・森委員長による第1分科会レポート(“絆”つなごう！ 島原の教訓～自治体労働組合としてできること～)に掲載され、加藤信夫さんの基調講演と6人によるパネルディスカッションの内容は『ながさき自治研No.52(2011.11)』の巻頭に掲載されています。

### おわりに—音楽の力を信じて

ロシアによるウクライナ侵攻も1年を過ぎたのに戦いは続き、さらに緊迫の度合いを増しています。母国にいる家族を心配する島原市在住のウクライナ人女性(グリニェンコ・オレナさん)のことを知り、地元で自分たちができることでウクライナ支援の取り組みを始めて1年となります。

自分たちにできることの一つ目は島原でのウクライナ募金活動への協力、二つ目はそのオレナさんから直接、母国の状況を聴く機会を設けていくこと、三つ目は、ウクライナに寄り添い、ウクライナ国歌を歌うことでした。

音楽面でも素人集団ではありますが、私たちしまばら半島国際交流クラブの面々で、ギター伴奏にハーモニカを加え、オレナさんやその子どもたちと一緒に地域の皆さんとウクライナ国歌を歌ってきました。オレナさんはその合唱の模様をその都度SNSで母国の家族に送ってくれます(写真12)。

昨年10月、長崎県国際交流協会主催の国際交流フェスティバルの際、ちょうど会場に来られていたウクライナ人女性の避難者の方の前でウクライナ国歌を口ずさむと、涙を浮かべて一緒に歌ってくれました。

被災地でも、途轍もない戦禍の局面でも、癒し、共感し、励まし、元気と勇気を与えてくれる《音楽の力》にこれからもしっかりと頼っていけると、感じています。

ロシアのウクライナ侵攻から1年目の2023年2月24日、ウクライナ人のオレナさんと、ウクライナ語と日本語で「平和」と書いた黄色いハンカチを島原鉄道の大三東駅に

掲げました(写真13)。

一日も早く平和が訪れることを願って！



写真12 島原市役所前広場でオレナさん親子とウクライナ国歌を合唱(2022年5月14日)



写真13 はばたけ！平和の黄色いハンカチ

## 被災地に寄り添い続けて

### 陸前高田を勝手に応援する会

#### はじめに

東京板橋区の株式会社ラッキートラベルは1989年の創業以来、「旅は健康 旅は平和」を経営理念に掲げて地域貢献を目指してきました。2011年4月に「陸前高田を勝手に応援する会」と銘打ったバスツアーを企画、その後も毎年東北支援ツアーを実施してきました。コロナ禍の影響で中止したこともありますが、第11回目となる今年は4月28日から4月30日までバス1台を仕立てて東北へ向かいます。

2011年の東北大震災後2、3年は大手の旅行会社各社も被災地を訪れるツアーを企画していましたが、自然に数が減っていく中、「陸前高田を勝手に応援する会」の事務局として奮闘し続けるラッキートラベルの金野福男社長と南七朗専務に被災地に寄せる思いを伺いました（写真1）。

なお、縁あって本誌の編集子も2012年と2013年に参加、勝手ながらその感想も含めてお伝えします。

#### バス2台で被災地へ

「私も専務も岩手県一関の出身で、東北大震災は他人事ではありませんでした。被災地

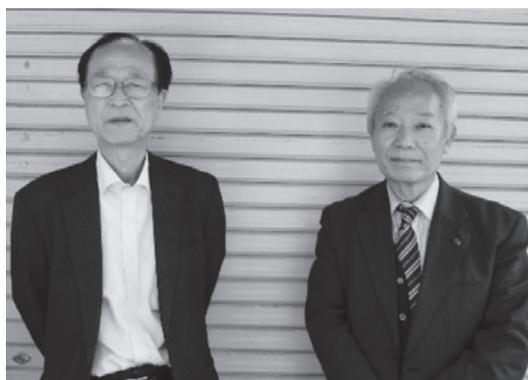


写真1 株式会社ラッキートラベルの金野福男社長（左）と南七朗専務

に対して何ができるだろうかと考えていた時、当時の戸羽太陸前高田市市長が『大臣にも避難所で一泊してもらえば現状が分かってもらえる』と語った記事を目にしました。では、自分たちは何から始めればよいのかと、はやる気持ちを抑えながら、その頃当社が団体旅行でお世話になっていた八田満穂さん（劇団新人会代表）に東北支援ツアーを相談しますと『まずは現地に応援に行くしかないでしょう』と呼びかけ人代表を引き受けてくださいました。実施を予定している日まであまり時間がないことから最初は八田さんもためらわれていましたが、『たとえわずかな力でもできることをして、被災者のみなさまのお役に立ちたい』と周囲に熱心に呼びかけてくださいました。同じ思いを抱いていた人たちから

賛同の手が挙がり、八田さんが友の会の会長をしていた病院関係者や印刷業界、土建業界などから85名の方が集まりました。その時の参加者の最高齢は85歳の方であったと記憶しています。満員御礼のバス2台で、震災から1ヵ月半しか経っていない4月28日、現地調査とボランティア活動を目的として陸前高田を目指しました。

勝手に応援する会という名称には応援する気持ちのある方なら誰でも自由に参加してくださいという思いが込められています」と金野社長。

「これまで10回実施してきて、すべてが忘れられない旅となっていますが、やはり第1回目の記憶は鮮烈です。東北大地震から1ヵ月余ですから目に飛び込んできた被災の状況は本当に厳しいものでした。それでも参加者はともかく何か力になりたいと、いくつかのグループに分かれて、聞き取り訪問行動や青空市場で物資を提供、浜辺で漁師さんの網の修復作業などを精力的にこなしました。聞き取り調査では、今必要としている物や困っていることはないですかというようなことを丁寧にお聞きしました。また、宿泊先の岩手湯本温泉のホテル対滝閣では避難者と交流、翌日は沢内村の沢内病院や深沢記念館、資料館などを見学しました。数を重ねて11回目となる今年は、初心を忘れないという意味もあり、第1回目で訪問した場所を車窓から眺め、同じホテルに宿泊する旅を企画しました」と語る南専務は創業以来社長と二人三脚で歩いてきました。

## 伝えること 続けること

当時新幹線を使えば往復で約25,000円かかるころ、第1回目の参加費はバス代、宿泊費、朝食2回・昼食2回・夕食1回、保険料すべて込みで22,000円に抑えました。

「会社は赤字を出したのではないですか。

それとも利益は度外視でしたか」とズバリ社長に伺うと、「コロナ禍より影響は小さくても、いわゆる震災不況で旅行業界は生き延びるのが精一杯という時代でした。そういう意味では大型バス2台で東北へ行くという企画は会社にとっても事業を継続していくうえで本当にありがたいことでした。ただ、ほかのみなさんは純粋にボランティアで参加しているのに私たちだけ仕事をさせてもらってよいのだろうかと悩んだこともありました。それならばせめて、なるべく参加しやすい価格に抑え、内容を充実させる努力を続けようと専務と何度も話し合ったものです」と金野社長は当時を振り返ります。

働いている人の負担にならないよう、これまでの旅はすべて金曜日の深夜に東京の池袋を出発、日曜日の夜に帰ってくるという強行軍です。参加費を抑えるためにトイレ設備のないバスを使用、快適なバスの旅とは言えませんが、毎年必ず参加している人もおり、10回連続参加した人には夕食時の交流の席で記念品が贈呈されたそうです。

「そのうちの一人で、11回目の参加を楽しみにしていた80代の女性が昨年逝去、決して丈夫ではない身体に鞭打って参加し続けた原動力は何だったのかを聞かせてほしかったと悔いが残ります。やはり、大切なことは継続は力なりということだと思います。その中で参加した人が誰かに被災地の現状を伝えて頂き、災害は決して他人事ではないことを多くの人に周知できれば、これこそが私たちのミッションだと思っています。震災から数年は大きな旅行会社も被災地ツアーをやっていましたが、今はどこもやっていません。被災地で交流すると、あなたたちは忘れないで来てくれたと本当に喜んでくださる方がいます。誰でも気軽に参加して勝手に陸前高田を応援しようという緩やかな会だから続けてこられたのかもしれないし、初めて参加した方が翌年には仲間を誘って参加してくれるケ

ースも多いです。小さな旅行社ですが、参加者のみなさんに育ててもらいました」と南専務。その優しい語り口は添乗員としてとても人気があるのが分かります。

## 2012年

### 「陸前高田を勝手に応援する会」報告

震災1年後、第1回に参加した友人に強く勧められて「第2回陸前高田を勝手に応援する会」に参加しました。4月22日の22時に池袋を出発、翌日6時過ぎには陸前高田の「川の駅」に到着しました(写真2)。簡単な朝食をすませ、少し休憩して陸前高田ボランティアセンターに到着、ちょうどこの日、ボランティア活動者数が10万人を達成、一人ひとりに記念証が配られるというサプライズに79人の参加者から歓声が上がりました(写真3、4)。

高揚した気持ちのまま、今回の最大のミッションである被災した小学校の側溝浚えに臨みました。約3時間、各地から集まった400人のボランティアはひたすら作業に励み、側溝の中に深く手を入れてへばりついた紙類や衣服などはがす人、それを台車に積み込む人、台車を押して校舎の片隅に置かれたトン袋まで運ぶ人(トン袋とは土木現場などで使われる耐荷重1トンのフレコンバッグのこと)、トン袋を管理する人などに分かれて自分の役割に没

頭しました。しばらくして誰かが小さな柱時計を見つけました。ガラスは割れ、形は崩れながらも時計の針だけは地震発生の14時46分を指していました。みんな言葉は出さず、ただ息をのむだけでした。厚み10センチほどの束になった泥だらけの通知表を手にした人が突然泣き出しました。長く小学校の教師をしていたその人は、二度と持ち主に渡ることがない通知表の泥をごしごしこすって、いとおしそうに上から何度も撫でていた姿を今も覚えています。

2回目のメインである3時間の側溝浚え作業の後は陸前高田市の市議さんからバスの中でお話を聞いたり、気仙沼の魚市場で買い物

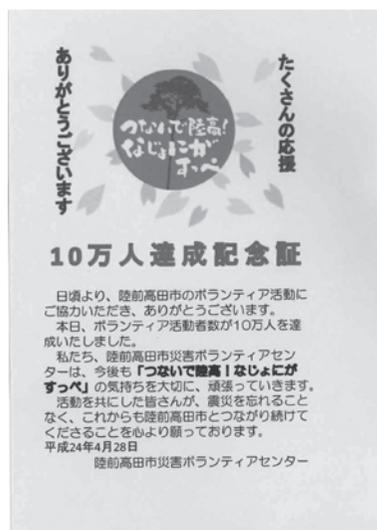


写真3 10万人達成記念証



写真2 陸前高田に到着



写真4 ボランティアへのメッセージ



写真5



写真6



写真7



写真8

したりと充実した時間を過ごしました。その日の宿は南三陸町のホテル観洋、ここは震災時に大打撃を受けながらも営業を続け、多くの避難者を受け入れて励み続けたホテルです。海にせり出したような自慢の露天風呂や美しい志津川湾の夕焼けなど忘れられない風景がたくさんありますが、今もお目の裏に焼き付いているのは壊れた時計と泥だらけの通知表です。写真5～8は2012年の第2回に参加したときの陸前高田の風景です。

結局私は2013年にもう一度参加した後「陸前高田を勝手に応援する会」とは疎遠になってしまいました。しかし、勝手に応援すればよい会ですから、またいつかふらりと参加しようと思います。忘れないこと、伝えること、続けること、ラッキートラベルが企画する東北支援ツアーにぜひ参加してみてください(次頁チラシ参照)。

---

## おわりに

「当社は1989年に創業しました。私と南は同じ旅行社で10年ほど働いていましたが、二人で新しい会社を設立しました。まもなく35周年を迎えようとしていますが、思えばよくここまで歩いてこれたと思います。すべては当社をご利用してくださるお客様があればこそです。2011年3月の東北大震災以降は『陸前高田を勝手に応援する会』とともに日々を重ねてきたように思います。2011年の4月にバス2台で現地へ駆けつけた時は、バス2台を目標にしていたわけではありません。『ともかく行こう』と呼びかけると自然に人が集まってくれたのです。2、3回も実施すればバス2台を満席にするのは難しいだろうと思っていましたが、7回目まではバス

2台を走らせることができました。

11回目の今年は冒頭お話ししたように、1回目で見た風景を車窓からたどります。ホテルも同じところにしたのは、震災から12年経った今も被災地の状況は依然として厳しいものであることを受け止め、もう一度新たな気持ちで被災地と向き合いたいという思いがあるからです。

思えば多くの人を現地へご案内しました。まず自分の目で現状をしっかりと見て、被災地の方の声に耳を傾け、自分が感じたことを誰かに伝えて頂く人が増えれば、続けてきた甲斐があります。南とともにもう少し、『陸前高田を勝手に応援する会』の灯を守り続けていこうと思っています」金野社長の力強い言葉に、南専務が笑顔で頷きました。

## 被災地・陸前高田市を勝手に応援する会(第11回)

### — 東北支援ツアーのご案内 —

今回は、大館(多喜二の生家跡)尾去沢鉱山を巡り、第1回で訪ねた対滝閣に宿泊します。

月日	行程 明 細
4/28 (金)	池袋==東北道==東北道 ==<4/29>==十和田IC==大館市(朝食・小林多喜二生家跡顕彰碑)=== 23:00 7:30 ~ 9:00
	史跡尾去沢鉱山(見学) ==八幡平IC=東北道==盛岡 (昼食・盛岡城散策 ) ==東北道== 9:40 ~10:30 12:00 ~ 14:00
	秋田道==湯田IC==(沢内病院等、1回目に訪問した場所車窓見学)== 岩手湯本温泉 対滝閣(泊) 15:30頃
<b>岩手湯本温泉 対滝閣(泊)</b>	
4/30 (日)	ホテル ==東北道 == 陸前高田(見学視察)=== (昼 食)==== 金城IC====東北道==== 8:00 10:00 ~ 11:30
	首都高====池袋 19:30頃

※コース内容は一部変更になる場合があります。ご了承ください。

**旅行費用 ￥37,000-**(バス代・宿泊費・朝食費2回・昼食費2回・夕食費1回・飲物付き・保険料他)

参考・・・新幹線(東京駅～盛岡駅) 往復交通費のみで、29,000円

バス会社、施設等コロナウィルスには万全の対策をとっております。

★出発案内は、出発7日前後に郵送します★



※定員75名になり次第締め切りです。  
(お早目にお申し込みください。)  
お振込みをもって正式に申込完了といたします。

FAXで申し込みください03-3554-0661

申込書
住所〒
電話(携帯)
FAX
氏名
〃
〃
(所属団体・勤務先・他)

事務局

東京都知事登録No.2916号  
株式会社 ラッキートラベル  
〒174-0072板橋区南常盤台1-13-8  
☎03 - 3554 - 0611(代)

### ▲第11回の子ラン

## 災害時のトイレ環境改善に向けた取り組み

加藤 篤，松本 彰人，島村 允也

### 災害時，トイレは「あればいい」では通用しない

水洗トイレは，給水設備，排水設備，電気設備，処理施設等のすべてが機能してこそ成り立つシステムです。そのため，地震や豪雨などでこれらの設備の一部分でも被災すると，水洗トイレは使えなくなってしまいます。

水洗トイレが使用できなくなることで引き起こされる問題があります。

1つめは，健康被害です。トイレが使用できなくなっても，排泄は我慢をすることができません。「平成28年熊本地震 避難生活におけるトイレに関するアンケート」によると，「地震発生後に最初にトイレに行きたいと感じた時間は，3時間以内が39%，6時間以内が34%，9時間以内が13%となっています（図1）。つまり，6時間以内には被災者の7割以上がトイレに行きたくなるのです。



かとう あつし  
NPO法人日本トイレ研究所 代表理事



まつもと あきと  
NPO法人日本トイレ研究所 研究員



しまむら まさや  
NPO法人日本トイレ研究所 研究員

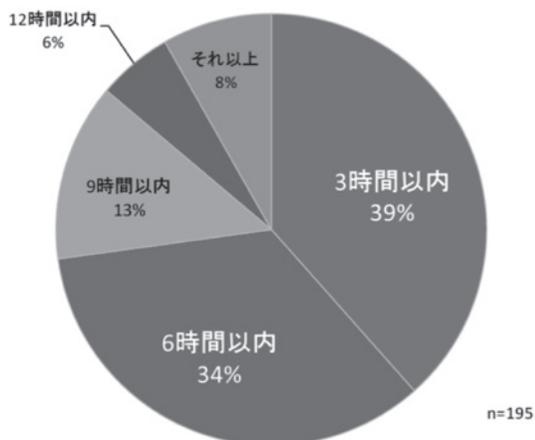


図1 地震発生後に最初にトイレに行きたいと感じた時間

「平成28年熊本地震 避難生活におけるトイレに関するアンケート（実施主体：大正大学人間学部人間環境学科 岡山朋子，協力：NPO法人日本トイレ研究所）」

水洗トイレが使えなくなると排泄物は流せませんので、便器が大小便で満杯になり、劣悪な環境となります。こうなると、人はトイレに行く回数を減らすようになります。

他にも、夜間に屋外のトイレを使用することに恐怖を感じたり、マンションの上階の居住者はエレベーターが止まっていけば階段を下りたりするのは大変なので屋外のトイレに行くことを控えてしまいます。このように災害時には、トイレに行く回数を減らそうとして、水分の摂取を控えるようになります。水分を摂らないと体調を崩しやすくなり、エコノミークラス症候群などで命を落とすことにもつながります。「災害時循環器疾患の予防・管理に関するガイドライン(2014年版)」では、「夜間排尿を避けること」を、震災後の肺塞栓症の危険因子の1つとしてあげています。また、「循環器内科医のための災害時医療ハンドブック」では、東日本大震災の宮城県内避難所の深部静脈血栓症の危険因子として「トイレを我慢」をあげています。安心できるトイレを準備しないと、水分を摂ることができないのです。また、断水の影響で手洗いやトイレ掃除ができない状況で、劣悪な衛生状態となったトイレを使い続けることは感染症に罹患するリスクも高まります。

2つめは、精神面での悪循環です。西日本を中心に被害をもたらした平成30年西日本豪雨の際に、避難所運営にあたった学校の先生の話によると、避難所生活における衛生面の悪化は精神面の悪循環を生みだし、避難所運営の障害になるということです。そのため「トイレが使えない状況にしない」ということが最優先だとお話されていました。

いずれもトイレ環境の悪化が、健康被害を招くことにつながります。安心して使用できるトイレ環境の確保は、関連死を防ぐことにつながるため、災害時における快適なトイレ環境の整備は喫緊の課題であると考えられます。

## 「防災トイレ計画」を作成できる 人材の育成

水洗トイレは、ボタン1つで目の前の排泄物を衛生的に処理してくれる非常に便利なシステムです。このシステムが機能なくなると、トイレパニックが起きます。トイレパニックを起こさないようにするためには、防災トイレ計画が必要です。

防災トイレ計画は、被災者の命と尊厳を守り、その場に滞在する人が安心してトイレを使用できるようにすることが目的で、避難所に限らず事業所、病院、商業施設など、全ての場所で必要です。計画に盛り込むべき主な内容は次の通りです。

### 防災トイレ計画に盛り込むべき 主な内容(例)

- ① 責任と役割分担
- ② 設備概要と簡易点検方法
- ③ 災害用トイレの必要数の算定
- ④ 災害用トイレの選定及び設置と運用方法
- ⑤ 災害時のトイレ対応フロー
- ⑥ 安心できるトイレ環境の確保

トイレ対策は、複数名で役割分担し、チームで実施することが望ましいです。

「①責任と役割分担」では、トイレ対策全体の責任者、安全確認する人、設備機能を確認する人、衛生確認する人などを決めておきます。責任と役割分担が明確だと、発災時に混乱することなく行動に移すことができ、現場のニーズも集約しやすくなります。

「②設備概要と簡易点検方法」では、水洗トイレを使うための給排水設備や処理施設等の被災状況について把握します。給水方式によっては、地域が断水したとしても一定量の水を使うことができる場合もありますし、停電

だけで断水してしまう場合もあります。処理施設については、下水道・浄化槽・汲み取りのどれに当てはまるかを確認し、対応方法を明確にします。東日本大震災では、下水処理場の被災により下水道の使用を自粛する願いをした自治体もあります。該当する施設がどのようにして給排水をしているかを把握することが、適切なトイレ対応には不可欠です。

「③災害用トイレの必要数の算定」は、想定する避難者数と避難日数に応じて、必要な災害用トイレの数を算定します。その上で、どのような種類のトイレを備えるかを「④災害用トイレの選定及び設置と運用方法」で決定します。時間経過に応じた対応方法については後述します。

「⑤災害時のトイレ対応フロー」は、災害時におけるトイレ対応の流れを確認・共有するために作成します。発災直後のトイレニーズに応えるためにも、水洗トイレの使用可否や、携帯トイレを用いた対応方法などあらかじめ決めておきます。

最後に、「⑥安心できるトイレ環境の確保」のために必要な配慮事項を検討します。基本的な配慮事項は内閣府（防災担当）の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」をご参照下さい。

[https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo\\_toilet\\_guideline.pdf](https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_toilet_guideline.pdf)

日本トイレ研究所では、「防災トイレ計画」を作成し、災害時に安心して使えるトイレ環境を作るために行動を起こせる人材の育成を目的に「災害時トイレ衛生管理講習会」を開催しています。講習会は、5月の基礎編と12月の計画編からなり、基礎編では災害時にトイレ衛生対策を行う上で必要な給排水設備、汚水処理、排尿ケア、排便ケア、感染症対策などの基礎知識を学びます。トイレを含む建物の給排水の仕組みや下水処理について知っておくことは、災害時のトイレ対応に役

立ちます。また、誰もが安全・安心にトイレに行くことが求められることから、排泄ケアや感染症対策などの視点で災害時のトイレについて考えることも必要となります。

計画編は、避難所や事業所、医療機関等でのトイレ衛生対策を徹底するための計画づくりを学びます。この基礎編・計画編を受講し、模擬計画として「防災トイレ計画」を作成した方を「防災トイレアドバイザー」として認定しております。2023年の基礎編は、5月20日～21日にオンラインで開催しますので、ぜひ受講をご検討ください。

### 災害用トイレの選び方と 防災トイレフォーラムの実施

災害時のトイレ対策は、「時間」と「空間」を意識する必要があります。「時間」については、時間経過によって複数タイプの災害用トイレを組み合わせ、トイレを切れ目なく確保することが重要です。発災直後は、携帯トイレ、簡易トイレを建物内のトイレに取りつけることが必要で、次にマンホールトイレが整備されていれば、それを立ち上げます。その後仮設トイレを調達することで切れ目なくトイレを確保することが可能となります（図2）。

携帯トイレや簡易トイレは主に屋内に設置するトイレで、マンホールトイレや仮設トイレは屋外に整備するトイレです。それぞれ利点がありますので、上手く組み合わせながら面的にトイレを整備することが重要です。

また、災害用トイレを選択する上で、「仕様・性能」という視点も重要です。東日本大震災の被災自治体を対象に実施したアンケート調査では、「災害用トイレに対して自治体が要望する点」で最も多かった内容が「高齢者、障害者の使用が容易」でした。災害対策基本法には、「地方公共団体は被災者の心身の健康の確保、要配慮者に対する防災上の必

要な措置に関する事項等の実施に努めなければならない」とあります。高齢者、障害者、女性、子ども、妊産婦、外国人などが、安心して快適にトイレを使える環境をつくる必要があります。そのためには、「仕様・性能」を検討する必要があります。

日本トイレ研究所では、災害時トイレ対策の考え方など、トイレの“備え”に役立つ情報を地方公共団体や防災関係者等に提供することを目的として「防災トイレフォーラム」を2016年から開催しています(表1)。トイレ対策は行政内でも複数部署にまたがるため関係部局間での連携が不可欠になります。しかし、行政で対応できる範囲には限度がありますので、企業や団体、市民との連携も必要になります。防災トイレフォーラムでは、識者の知見や被災経験のある地方公共団体の事

例を共有しながら、災害時トイレ対策のあり方を考えます。毎年、行政職員や防災関連の企業、自主防災組織の方など、多くの方が参加します。

2023年は、宮城県東松島市との共催で開催を予定しております。被災自治体の経験を備えに活かすため、時間経過に応じた具体的なトイレ対応のあり方や、実践を想定した災害用トイレの展示も行いますので、ぜひ参加していただきたいと思ひます

### すべての人が安心して使える「快適トイレ」の取り組み

国土交通省は、建設現場の職場環境改善の一環として、仮設トイレの標準仕様を決めています(図3)。

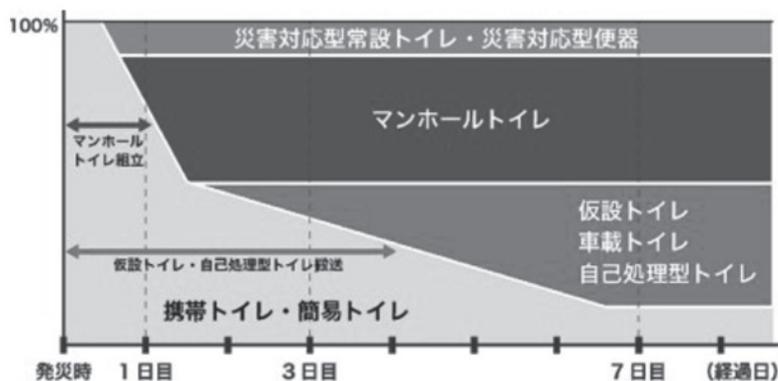


図2 資料：国土交通省「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」(2016年3月)より作成

表1 防災トイレフォーラムの開催実績

開催年	テーマ	共催団体
2016年	地方公共団体でのトイレの“備え”のあり方を考える	—
2017年	避難所におけるトイレ必要数の算定および配置計画を行う	—
2018年	トイレを切り口に行政と住民による連携を考える	静岡県
2019年	トイレを切り口に避難所の質を考える	神奈川県
2020年	水害時のトイレ対応を考える	愛媛県
2021年	トイレから考える自助・共助・公助の連携	徳島県
2022年	被災経験をトイレ対策に活かす	東京都
2023年	時間経過に応じたトイレ対策と質の確保の重要性を共有する	東松島市

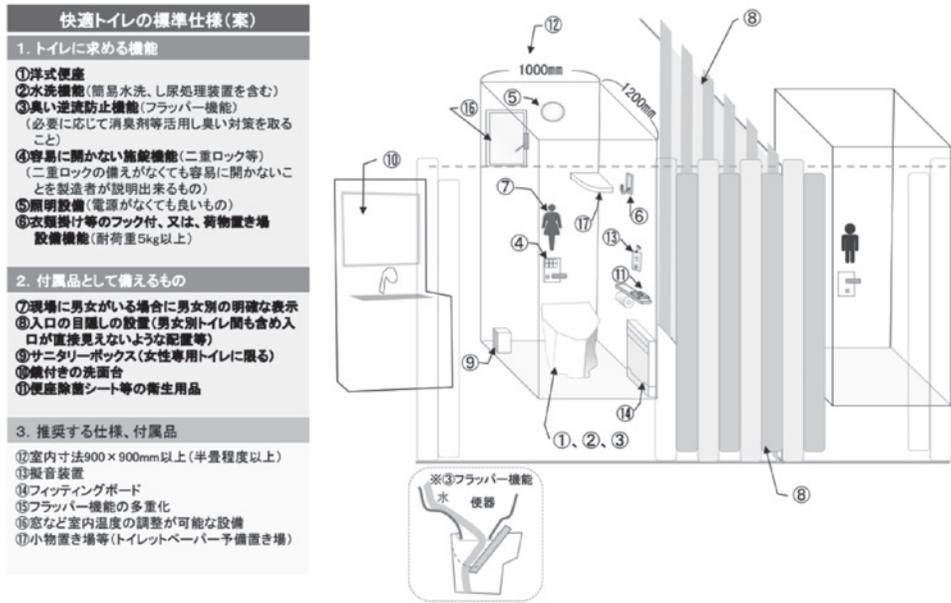


図3 快適トイレ（イメージ）と標準仕様

資料：国土交通省技術調査課「快適トイレ」イメージ（改訂）より

この標準仕様を満たしたものは「快適トイレ」と名づけられ、洋便器で空間的なゆとりがあり、簡易水洗機能や照明、鏡、フック、容易に開かない鍵などを備えています。これまで、仮設トイレと言えば、和便器で使い勝手が悪いというイメージがありましたが、最近は仮設トイレの快適性が大きく改善されつつあります。

「快適トイレ」の取り組みにより、建築・建設現場の仮設トイレが全て快適トイレになれば、災害時に避難所に設置されるトイレも快適トイレになる可能性が高まります。平時の取り組みが、地域の防災力を高めることにつながるのです。

被災地に設置された事例も既にあります。2018年の北海道胆振東部地震や2021年の令和2年7月豪雨では、被災地の避難所や病院等で快適トイレが活用されました。

なお、日本トイレ研究所では、この「快適

トイレ」の取り組みの普及・推進と質的向上を目的に快適トイレの認定を行っています。認定ステッカーも発行していますので、ステッカーが貼ってあれば、ひと目で「快適トイレ」ということがわかります。

### おわりに

本稿ではトイレ・衛生対策に関する取り組みとして、人材育成やトイレ対策の先進事例の普及について紹介してきました。災害時に誰もが安心・安全にトイレに行ける環境を作ることは、被災者の健康を守る重要な取り組みです。そのためには、災害用トイレ・衛生製品の普及と、計画の作成、そして計画を実行する人材の育成が必要です。

災害時のトイレ問題を繰り返さないために、各施設・地域でトイレ・衛生対策が取り組まれることを祈っています。

## 労働における基本的原則と権利としての安全衛生 —インドの綿花栽培農家支援プロジェクト—

川上 剛

### はじめに

前回のこのシリーズにおいて、2022年に労働安全衛生がILOの「労働における基本的原則と権利（FPRW：Fundamental Principles and Rights at Work）」に加わり、その重要性が国際的に強く確認された話題を紹介しました。

今回は、安全衛生と他のFPRWの要素を統合してどのようにアプローチしているかについて、インド、テランガナ州で実施されている綿花栽培農家支援プロジェクトの事例を紹介します。安全衛生の人間中心（human-centered）アプローチの特性を生かして、FPRW全体にインパクトのあるような技術協力の取り組みが目指されています。テランガナ州の綿花栽培の安全衛生の状況については、すでに2022年の本誌77巻1号で述べました。そこではさまざまな協同作業と相互扶助の好事例とともに、重量物の運搬、長時間の前傾姿勢、農業の安全な使用と保管、作業場での飲料水やトイレ・休憩施設、コブラによる咬傷防止等の改善課題がありました。

### インドの綿花栽培農家支援プロジェクト

このプロジェクトのドナーは、日本でもZARAの商標で知られるスペインのインディテックス（Inditex）社です。インディテックス社の英語のホームページを見るとILOとの協力について述べられています。これまでもサプライチェーンの視点から綿製品を生産する工場レ

ベルの労働条件改善のための協力活動は多岐に実施されていました。さらに今回、サプライチェーンの起始である綿花生産農家へ目が向けられて、そこを直接支援するプロジェクトがFPRWの普及と実施を目標にスタートしたことは大変興味深い進展でした。ちなみにこのILOと民間企業であるインディテックス社の協力は、国際機関でも進んで実施されるようになってきたPublic Private Partnership（PPP：官民連携）の興味深い一事例でもあります。ILOの目的や三者構成主義の原則に注意深く則りながら、民間資本の協力を求め活動の裾野を広げるものです。

プロジェクトはまずFPRWの4つの先行する要素、結社の自由と団体交渉権、強制労働の廃止、児童労働の撤廃、雇用及び職業における差別の排除に関して、対象となったテランガナ州の14の村落において、意識向上と実践活動を始めました。ここでは500人の農民をメンバーとする農民生産者組織が核となる働きをしました。同時に地元の労働組合が農民の組合への組織化に力を入れました。こうして農民生産者組織と労働組合は、種子等の販売業者や綿花の買上げ業者との団体交渉を通して、農民たちが低利で融資を受けたり安全で質のよい種子を購入したり、適正な価格で綿花を買い上げてもらえるように支援しました。さらに高利貸業者から離れて信頼できる金融機関から財政的支援を受けられるようにしました。このようにしてFPRWの中の重要な要素である結社の自由と団体交渉権がまず強化されてきたのです。ある農民は次のように話しています。「私たちは初めて団結し、賃金、労働時間、職場の設備、私たちが享受する権利を持つ政府の制度について話

かわかみつよし  
労働安全衛生・労働監督シニアスペシャリスト、ILO南アジアディーセントワーク技術支援チーム、ニューデリー



写真1 村の小学校で行われたFPRWと安全衛生トレーニング



写真2 アクションチェックリスト実習中の農民トレーナー

し合っています。これまで私たちは自分たちの権利を認識しておらず、すべてを運命のせいにしていました。』

組織された農民の代表者たちは近隣の村々を回って、さらにFPRWについての情報普及に努め、児童労働の撲滅や借金を理由にした強制労働の排除、そしてあらゆる差別を禁止する活動を同時に進めました。

### 安全衛生が加わる

こうしてFPRWを進める農民のネットワーク化が先行し進展する中で、2022年の6月に最初の安全衛生活動が始まりました。12人の女性を含む29人の綿花農家が、ある村の小学校で開催されたILOの参加型トレーニング(WIND: Work Improvement in Neighbourhood Development)に参加しました(写真1)。

参加した農民代表たちは、児童労働やFPRWを通じた農民の組合化と労使交渉にすでに精通していました。トレーニングの開始時に、プロジェクト責任者でILOの同僚のランジットが参加者に向けて、安全衛生がFPRWの新しい重要な側面になることと両者の相乗共同効果について説明しました。参加型安全衛生トレーニングはいつものように、綿花農家が労働安全衛生の状況进行评估するためのアクションチェックリストの演習、労働安全衛生のグッドプラクティス実践例を示す私からのプレゼンテーションおよび参加者が改善計画を作成するための最終的なグループワークで構成しました。会場となった

小学校の教室の中は40度近い暑さで、断続する停電によりただでさえ弱い教室の扇風機が止まり、パワーポイントのプレゼンテーションが時折中断されたのには閉口しました。しかし、改善のためのゲームや改善写真コンテストなど電気がなくてもできるエクササイズでトレーニングを継続できました。

参加者は自身の安全衛生の経験と改善アイデアを積極的に紹介してくれました。グループディスカッションの後、参加者は綿花栽培における実践的な安全衛生の改善を提案しました。

例えば、重い資材を移動する際の手押し車の使用、市販の種子は化学物質でコーティングされていることが多いためより情報収集してより安全な種子を選択すること、農薬と肥料の安全な保管、農業機械の可動部分へのガード等です。ある参加者は、手作業による種まきの負担を軽減できる牛を使った種まき方法のビデオクリップを見せてくれました。女性の参加者からは、畑における清潔な飲み水、休憩施設とトイレの設置が求められました。参加者は、安全衛生というのは簡単に改善できることがたくさんあってすぐに自分たちの目に見える生活改善につながる事に関心を示してくれました。

この最初のトレーニングの後、次のステップとして2022年10月に、4つの村から20人の農民代表にテランガナ州の州都のハイデラバードに集まってもらい、農民安全衛生トレーナー養成コースを実施しました。

写真2はトレーニングの中で実施されたアク

ションチェックリスト実習の光景です。さらに、年が明けて2023年の1月に私とランジットが再訪すると、ひとりの農民トレーナーから、「私はすでに近隣の5つの村で250人の農民をFPRWと安全衛生を組み合わせてトレーニングしましたよ。」といううれしい報告がありました。WINDトレーニングで用いられる参加型改善手法の活用が、農村の既存のFPRWプロジェクトネットワークを活性化し、農民の組合化と雇用主との対話・交渉を促進していました。

## むすび

安全衛生をFPRWの一環として他の分野とセットで協同改善を進めていくアプローチには確

かな利点がありました。FPRW推進によって築かれた組合・ネットワーク化が安全衛生活動の普及を促進し、同時に安全衛生の持つ実際的な活動と目に見える改善が当事者の自信につながっていました。

最初に述べたようにこのプロジェクトが、グローバルなサプライチェーンの起点となる綿花生産農民の支援に到達したことが改めて感慨深く思われます。インドの農村でFPRWと安全衛生をセットで進める貴重なプロジェクト経験が他の国々にも興味深いモデルを提供しています。

(本稿に書かれているのは筆者個人の見解でありILOを代表するものではありません)

## 働く人たちが現場ですぐに応用できる 対策志向トレーニングの実践マニュアル

# これでできる 参加型職場環境改善

全頁カラー

- 第1章 参加型対策指向トレーニング (PAOT)
- 第2章 PAOT の実際的な応用
- 第3章 アクションチェックリスト
- 第4章 実際的な低コストの解決策
- 第5章 グループワーク
- 第6章 PAOT ファシリテーターの役割
- 第7章 PAOT ワークショップの企画と運営
- 特別付録 参加型職場環境改善のためのアクションチェックリスト例

〒151-0051  
渋谷区千駄ヶ谷 1-1-12  
桜美林大学内 3F  
TEL : 03-6447-1435 (事業部)  
FAX : 03-6447-1436  
HP : <http://www.isl.or.jp/>

公益財団法人  
大原記念労働科学研究所



[著] トン・タット・カイ 川上 剛 小木和孝  
[訳] 吉川悦子・小木和孝・仲尾豊樹・辻裏佳子・吉川 徹

体裁 B 5判並製 130頁  
定価 1,320 円(税込み)

図書コード ISBN 978-4-89760-331-5 C 3047

# 大原社会問題研究所雑誌

774号 2023年4月号

定価1,018円（本体926円+税10%）年間購読12,000円（税込）

## 【特集】第35回国際労働問題シンポジウム 船員の労働と物流

特集にあたって  
海運業界・船員の仕事と私たちの生活はどう結びついているのか  
外航海運の海事人材育成の課題——使用者の立場から  
船員の必要性和確保・育成について——労働者の立場から  
船員として働くためのルールや権利について——政府の立場から  
パネルディスカッション

藤原千沙  
森 隆行  
越水 豊  
田中伸一  
浦野靖弘

### ■書評と紹介

堀川祐里著『戦時期日本の働く女たち』  
田中雅子著『増税の合意形成』  
青木宏之著『日本の経営・労働システム』  
池松玲子著『主婦を問い直した女性たち』  
和氣誠・和氣文子編『向坂逸郎著作年表』／  
和氣誠・和氣文子・中澤秀行校訂『向坂逸郎「治安維持法違反事件」裁判記録』

富江直子  
高端正幸  
藤井浩明  
元橋利恵

藤岡健太郎

社会・労働関係文獻月録／『大原社会問題研究所雑誌』2022年度総目次／月例研究会 伊東林蔵／所報 2022年12月

発行／法政大学大原社会問題研究所 〒194-0298 東京都町田市相原町4342 Tel 042-783-2305  
<https://oisr-org.ws.hosei.ac.jp/>

発売所／法政大学出版局 〒102-0071 東京都千代田区富士見2-17-1 Tel 03-5214-5540

# ワークデザイン

OCCUPATIONAL ERGONOMICS  
WORK  
ワークデザイン  
DESIGN  
第7版

ステファン・コンズ / スティーヴン・ジョンソン 著  
宇土博 / 瀬尾明彦 監訳  
日本産業衛生学会 / 労働安全衛生局 監訳



健康・安全・快適で  
効率的な職場を設計する  
世界の産業人間工学の精華

S・コンズ / S・ジョンソン 著

宇土博 / 瀬尾明彦 監訳

日本産業衛生学会作業関連性運動器障害研究会編

- 1章 技術社会
  - 2章 マクロ人間工学
  - 3章 ワークステーションの編成
  - 4章 オフィスの人間工学
  - 5章 ワークステーションの設計
  - 6章 筋骨格系障害
  - 7章 マニュアルハンドリング
  - 8章 手持ち工具
  - 9章 制御
  - 10章 表示
  - 11章 エラーの低減
  - 12章 安全
  - 13章 時間の人間工学
  - 14章 P T S法（動作時間標準法）
- A4判並製 328頁  
定価・本体価格4,000円＋税

〒151-0051  
渋谷区千駄ヶ谷1-1-12  
桜美林大学内3F  
TEL : 03-6447-1435  
FAX : 03-6447-1436  
HP : <http://www.isl.or.jp/>

公益財団法人  
大原記念労働科学研究所



産業医、産業看護師、衛生管理者、安全管理者  
衛生工学衛生管理者、産業衛生技術者、産業歯科保健関係者  
福祉関係者、人間工学者、産業工学関係者、生産設備技術者  
プロダクトデザイナー、学生のための産業人間工学テキスト

## フリーランスのストレスチェック

森崎 めぐみ

### はじめに

芸能従事者は、ほとんどが個人事業者である。芸能界もフリーランスも、一見華やかな印象を持たれるが、雇用されないで働く人が多くを占めており、社会保障がなかった。長年、過重労働や補償のない労災事故で泣き寝入りばかりだったが、令和2年労災保険特別加入制度が適用され、その後順調に加入者が増え、令和5年3月に個人事業者向けのストレスチェック（暫定版）ができ、4月には「労働者向けの疲労蓄積度自己診断チェックリスト」が個人事業者にも利用できると判断されたため、特別加入団体を含めた各業種の労使関係、活用者関係団体に通知された<sup>1)</sup>。

さらに4月に衆議院の内閣委員会で審議されたフリーランスの取引適正化のための法案<sup>2)</sup>でも安全衛生に関する附帯決議が付された。現在、個人事業者のセーフティネットが、喫緊に必要なことから急速に拡充している。

もりさき めぐみ  
俳優  
一般社団法人日本芸能従事者協会 代表理事  
全国芸能従事者労災保険センター 理事長  
主な出演作品：  
・映画『CHARONカロン』主演  
・映画『そして父になる』  
主な著作：  
・「芸能従事者の労災補償と安全衛生」  
『季刊労働法』276号、2022年  
公益財団法人パブリックソर्स財団第2回女性リーダー支援受賞



### 個人事業者の割合

芸能従事者とは芸能実演家（パフォーマーなど）と芸能作業従事者（スタッフ）の総称である。文化庁の調査によると、文化芸術分野の人で年間雇用されている割合はわずか5.4%である<sup>3)</sup>。つまり94.6%が会社に雇われずにフリーランスとして働いていると考えられる。

### 職業性ストレス簡易調査票

この3月に厚生労働省が発表した個人事業者も暫定的に使えるとされる職業性ストレス簡易調査票<sup>4)</sup>は、労働者向けの57項目と同じ趣旨の質問内容である。

AからDの分類も従前のものと同じで、「A：仕事について、B：最近1ヵ月の状態について、C：周りの人について、D：満足度について」である。

異なる点は、個人事業者が仕事上で使用する用語が違う箇所、該当する用語を提示しているに過ぎない。具体例を以下に示す。

\*次頁の資料は個人事業者の方向け（暫定版）であり、Aのみ抜粋した。

A2「時間内に仕事が処理しきれない」に関して、「時間内」を「納期・工期・期日等（それまでに発生する各種業務の締切含む）」に置き換える。

A6「勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない」に関して、「勤務時間」を「業務時間」に置き換える。

A10「職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる」に関して、「職場の仕事の方針」を「仕事の発注者・仲介業者の意向」に置き換える。

A13「私の部署と他の部署とはうまが合わない」に関して、「私の部署と他の部署」を「自分が受注する仕事について、仕事の発注者・仲介業者・付き合いのある同業者等と、他の関係者」に置き換える。

A14「私の職場の雰囲気は友好的である」に関して、「私の職場」を「仕事の関係者間」に置き換える。

C「周りの方々について」の質問に関して、「上司」を「仕事の発注者（個人含む）や仲介業者」

に置き換える。「職場の同僚」を「一緒に仕事をしている、又は付き合いのある同業者等の仕事関係者」に置き換える。

置き換えられている内容は、個人事業者と雇用労働者の職場での人間関係や、部署の配置及び時間や場所の故障が違うことに由来していると考えられる。しかし置き換えられた言葉は、各々用語が異なるだけであることから、両者の仕事の内容は、大きな差異がないことが明らかになっているであろう。

### 資料 職業性ストレス簡易調査票

※個人事業者等の方向け（暫定版）

#### ①職業性ストレス簡易調査票（57項目）

A. あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

	そ う だ	そ ま う だ	ち や が や う	ち が う
1. 非常にたくさん仕事をしなければならない	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない	1	2	3	4

「時間内」を「納期・工期・期日等（それまでに発生する各種業務の締切含む）」に置き換えてご回答ください。

3. 一生懸命働かなければならない	1	2	3	4
4. かなり注意を集中する必要がある	1	2	3	4
5. 高度の知識や技術が必要なものばかりの仕事だ	1	2	3	4
6. 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない	1	2	3	4

「勤務時間」を「業務時間」に置き換えてご回答ください。

7. からだを大変よく使う仕事だ	1	2	3	4
8. 自分のペースで仕事ができる	1	2	3	4
9. 自分で仕事の順番・やり方を決められることができる	1	2	3	4
10. 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる	1	2	3	4

「職場の仕事の方針」を「仕事の発注者・仲介業者の意向」に置き換えてご回答ください。

11. 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない	1	2	3	4
12. 私の部署内で意見のくい違いがある	1	2	3	4

「私の部署内」を「仕事の発注者・仲介業者・付き合いのある同業者等との間」に置き換えてご回答ください。

13. 私の部署と他の部署とはうまが合わない	1	2	3	4
------------------------	---	---	---	---

「私の部署と他の部署」を「自分が受注する仕事について、仕事の発注者・仲介業者・付き合いのある同業者等と、他の関係者」に置き換えてご回答ください。

14. 私の職場の雰囲気は友好的である	1	2	3	4
---------------------	---	---	---	---

「私の職場」を「私の仕事の関係者間」に置き換えてご回答ください。

15. 私の職場の作業環境（騒音、照明、温度、換気など）はよくない	1	2	3	4
-----------------------------------	---	---	---	---

「職場の作業環境」を「仕事の作業環境」に置き換えてご回答ください。

16. 仕事の内容は自分にあっていない	1	2	3	4
17. 働きがいのある仕事だ	1	2	3	4

### 資料 職業性ストレス簡易調査票（抜粋）

このストレスチェックは「暫定版」と言われていることから、おそらく確定版が作成される方向と考えられる。フリーランスのストレスが顕在化され、メンタルヘルスの改善に役立ち、健康で働きやすい環境に向かうことが期待される。

## 疲労蓄積度自己診断チェックリスト

「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」は、「過重労働による健康障害を防止するため、働く人それぞれの疲労蓄積度を判定するためのチェックリストとして、平成16年6月に、労働者本人による自己診断のためのチェックリスト及びご家族により労働者の疲労蓄積度を判定できるチェックリストを作成し、広く活用されているところ」である<sup>5)</sup>。

令和5年4月4日に都道府県労働局労働基準部健康主務課長から「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト等の周知について<sup>6)</sup>」という通知が発出され、多岐にわたる各業種の「労使関係」、「労災保険の特別加入者関係」、各種医療の「活用者関係」に通知された。

特筆すべきは、労働者団体のみならずフリーランス対象の労災保険特別加入団体も通知の対象になっていることで、「労働者チェックリスト等については、個人事業者等においても活用可能であり、個人事業者等の関連団体にも周知している<sup>7)</sup>」とされていることである。

発出の背景と経緯は「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の8第1項において規定している医師による面接指導については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令 第32号）第52条の2第1項において、『休憩時間を除き一週間あたり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が一月あたり八十時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であること』と要件を規定している。この疲労の蓄積の状況を確認するため、『労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト』及び『家族による労働者の疲労蓄積度チェックリスト』（平成16年6月公表。以下、労働者チェックリスト等）が、中央労働災害防止協会により作成され、広く活用されているところ<sup>8)</sup>」である。「今般、最新の知見等を踏まえ、中央労働災害防止協会において新たに項目の見直しを行い、食欲、睡眠、

勤務間インターバルに関する項目を追加する等の改正<sup>9)</sup>」を行ったとされている。

内容は疲労蓄積度の自己診断チェックリスト、家族によるチェックリスト、勤務の状況、疲労・ストレス症状、最近1ヵ月の働き方と休養等の質問項目で構成され、疲労蓄積度点数表と判定結果が出る。

## フリーランス新法

令和4年6月7日「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において、取引適正化のための法制度について検討し、国会に提出することとされ、これを受け、内閣官房を中心に、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁、厚生労働省で検討を行い、令和5年2月24日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案」（フリーランス・事業者間取引適正化等法案）について閣議決定され、国会に提出された。

この法案は「働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備することを目的とし、特定業務委託事業者（発注事業者）及び特定受託事業者（フリーランス）の取引について、特定業務委託事業者において、書面等での契約内容の明示、報酬の60日以内の支払い、募集情報の的確な表示、ハラスメント対策等の措置を講じること」とされている。

構成は以下のようになっている。

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特定受託事業者に係る取引の適正化（第三条―第十一条）

第三章 特定受託業務従事者の就業環境の整備（第十二条―第二十条）

第四章 雑則（第二十一条―第二十三条）

罰則（第二十四条―第二十六条）

附則

主に取引に関する法律であるが、特筆すべきは、フリーランスが多い芸能業界の安全衛生が進まない理由の一つとして、厚生労働省の「個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会」でも議論されている重層下請構造の解決に非常に有効に取り組める内容がある。例えば、第4条は次のとおりである。

「特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた日。次項において同じ。）から起算して六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。（中略）

2 当該再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して三十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。（中略）

4 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは元委託支払期日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは元委託支払期日から起算して三十日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日と定められたものとみなす。」（下線は筆者による）

以上のように「委託」「元委託」の別を明記していることから、重層化した下請構造の存在を前提にした支払期日を設定している。これにより取引の正常化が図られるのは言うまでもないが、同時に、安全衛生管理責任者の不在の可視化も進むのではないかと筆者は期待する。

## 附帯決議

さらに同年4月6日、衆議院内閣委員会の審議で「政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである」として「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案に対する附帯決議<sup>10)</sup>」が可決された。その中に安全衛生に係る条項を3つ盛り込んでいる。

二 報酬の決定に際し、特定受託業務従事者の安全及び衛生に係る必要な経費が確保されるよう、本法に基づき必要な対応を検討すること。

三 業務委託契約を締結するに当たっては、特定受託業務従事者の安全と衛生に配慮し、

心身の健康を害する就業時間数等にならない期日を設定するよう、必要な措置を講ずること。

十三 ハラスメント再発防止対策を特定業務委託事業者の義務とすることを指針等において明確化するとともに、事業に係る事実関係の調査やハラスメント防止対策に係る研修等の在り方を検討すること（以下略）。

十四 特定受託事業者の疾病、障害、死亡、廃業などのライフリスク対策について検討すること。

## おわりに

これまで述べてきたように、この3月から4月にかけての動きは、フリーランスのストレスチェック暫定版の発表、疲労蓄積度自己診断チェックリストの周知の通知、取引適正化法案の安全衛生項目の附帯決議の可決と、大きく前進している。いずれも「働く人」として、働き方の別にかかわらず必要なものでありながら、これまで得られなかったものである。このような取り組みが進み、当事者に浸透すれば、勢いよく健康が増進されるのではと、大いに期待するところである。

### 注

- 1) 基安労発0404第4号 令和5年4月4日 厚生労働省労働基準局 安全衛生部労働衛生課長発「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」等の周知について
- 2) 令和5年2月24日新しい資本主義実現本部事務局「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案」
- 3) タイトル：「文化芸術活動に携わる方々へのアンケート」調査主体：文化庁文化経済・国際課 対象：文学、音楽、美術・写真・デザイン、演劇・舞踊、メディア芸術、伝統芸能、大衆芸能、生活文化・国民娯楽などの分野の活動に関わる芸術家、実演家、教授・指導者、制作・技術スタッフ 期間：令和2（2020）年9月30日～10月13日（14日間）手法：文化庁ホームページ上のオンラインフォームおよびLINEアンケート 周知方法：文化庁ホームページでの、関係文化芸術団体への協力依頼 有効回答 17,196件（うち、オンラインフォーム 14,999件、LINE 2,197件）
- 4) 厚生労働省ホームページ「ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等」「個人事業者等の方向け（暫定版）資料 職業性ストレス簡易調査票」
- 5) 1)に同じ。
- 6) 1)に同じ。
- 7) 1)に同じ。
- 8) 1)に同じ。
- 9) 1)に同じ。
- 10) 第211回国会：閣法第23号附帯決議

# 「#教師のバトン」で伝わる

## 教職員の 過酷な勤務環境

20

藤川 伸治

### 給特法改正をめぐる現状と課題

#### はじめに

この号が発刊される頃には、文部科学省は教員勤務実態調査（速報値）を公表しているかもしれない。中央教育審議会（以下、中教審）は勤務実態調査結果を踏まえて、公立学校教員には時間外勤務手当を支給しないとされた教職員給与特別措置法（給特法）の改正を検討することになっている。

勤務実態調査が公表される前ではあるが、すでに文科省、及び自民党において給特法改正の論点、及び方向性が議論されている。

本稿では、これらの情勢を報告するとともに、検討の進め方の問題点を整理しておきたい。

#### 文科省・有識者会での検討状況

文科省は、昨年12月20日給特法の見直しに向け、課題を整理する有識者会議をスタートさせた。有識者会議では、改正の論点や法律的な問題点をまとめ、中教審での給特法改正を含めた議論に反映させる目的で設けられた。

1月16日に開催された会議では、埼玉県戸田市の戸ヶ崎勤教育長は、長時間労働の原因に給特法があるとする見方に対し、同法の「教員の健康・福祉を害することとならないように勤務の実情に十分な配慮がされなければならない」との条項を取り上げ、「定額働かせ放題」とする法律ではないと主張したと伝えられている<sup>1)</sup>。

給特法が「定額働かせ放題」と揶揄されるのは、給特法では、原則として教員には時間外勤務は命じてはならないこと、その場合であっても、「教員の健康・福祉を害することがないように勤務の実情に十分な配慮がされなければならない。」と明示されているにもかかわらず、これらの規定は全く実効性を持っていないからである。精神疾患による病気休職者が年間5,000人前後で高止まり、2021年度は過去最高に達したという実態にみられるように学校職場は教員の健康・福祉が守られている職場環境ではない。

この点に関わって給特法に係る逐条解説では次のように述べている。

時間外勤務は正規の勤務時間の割り振りを適正に行なうことを前提として、公務のための臨時または緊急の必要がある場合に限り命じ得ることとされており、またこれを命ずるにあつても、健康および福祉を害しないように考慮しなければならないこととされているところであつて、この点からも、無定量となることは考えられないところである<sup>2)</sup>。

戸ヶ崎委員が指摘するように給特法の建前は「定額働かせ放題」ではなく、建前通り運用されているのであれば、教員の長時間勤務が社会問題化することもなく、精神疾患で病気休職に入る教員も過去最高になることはない。

問われているのは、建前と実態の乖離が生まれている点が長年にわたり指摘されているにもかかわらず、それに対する適切な対応が十分行われていないことである。

さらに、公立学校教員は勤労者であり、勤労者として労働に従事したことへの対価は支払われなければならない。給特法の最大の欠陥は、

ふじかわしんじ  
特定非営利活動法人 教育改革2020「共育の杜」理事長

緊急、非常の場合の超勤4項目以外の業務、例えば、生活指導、保護者対応、文科省や教育委員会から要請があった調査の処理などの業務について、校長は時間外勤務命令を出すことはできず、これらの業務に従事しても労働とはみなされないことである。戸ヶ崎委員の発言は、勤労者である公立学校教員に対して上記に述べたように明らかに業務に従事したと捉えることができる場合であっても対価が支払われていないことに対する説得にはなっていない。

### 教職調整額4%は 時間外の労働に対する対価か

2月24日の第3回会合では、労働法を専門とする川田琢之委員（筑波大学ビジネスサイエンス系教授）が法的な観点も踏まえた見直しの考え方について、「給特法が給与を4%上乘せする教職調整額について勤務時間の内外を区別しないような払い方をすると、勤務時間外の教員の活動に歯止めがかかりにくくなり、勤務負担を重くすることにつながる。この問題への配慮が必要」と述べた<sup>3)</sup>。

この点について、給特法の逐条解説では「正規の勤務時間の内外を問わず包括的に評価して、本俸相当の教職調整額を支給するのであれば、すすんで給与法上の俸給表において措置した方がよいのではないかという考え方も出てくるが、従来の俸給月額が正規の勤務時間の勤務に対する報酬であって（給与法5条1項）、今回の給与措置が超過勤務に対する給与措置を含んでいるという性格を持たせ得ないこと、また、俸給表に単に加えただけであれば、過去の例のように、将来また今回の改善部分が埋没して再び議論を呼ぶ恐れがあること等の理由により、教職調整額という制度とされたものである。」（アンダーライン筆者）と、整理している。

教職調整額4%は、超過勤務に対する給与措置を含んでいるという性格を持たせないこと、俸給表の引き上げという対応をした場合には、裁判等で時間外勤務に対する対価の未払いという議論を呼ぶ恐れがあるなどの理由により、教職調整額が時間外勤務に対する給与措置ではないと位置づけたのである。

川田委員が述べた「給与を4%上乘せする教

職調整額について勤務時間の内外を区別しないような払い方をする」という発言は、給特法の欠陥を指摘したものである。

文科省の有識者会議での2人の委員の発言を給特法の趣旨に沿って解説を試みた。いずれの委員も給特法を存置させるという立場からの議論を展開しており、給特法の趣旨と実態との乖離を埋めるものとはいえない。有識者会議では、給特法が定める超勤4項目以外の時間外勤務については、労働法規に照らして応分の手当が必要性的についても議論が行われるべきである。

### 自民党内における給特法見直しの議論

自民党は昨秋に元文科相の萩生田光一政調会長をトップとする「令和の教育人材確保に関する特命委員会」を立ち上げ、文科省の勤務実態調査の結果発表の前後に提言をまとめる。

2月22日の朝日新聞は、党関係者の話として給特法の見直しに関わって3つの案が検討されていると伝えている。一つ目は給特法を廃止、時間外勤務手当を支給、2つ目は給特法を維持しつつ、現在は基本給の4%となっている教職調整額を十数%まで引き上げる、3つ目は給特法を維持し、教職調整額を4%から数ポイント引き上げたうえで、学級担任や部活動顧問などを務めた教員に対して手当支給をするというものである。

文科省の有識者会議でも学級担任手当の創設が議論されていることから、3つ目の案は給特法改正の方向として、有力と思われる。今後、公表される自民の提言は、給特法改正に関わる中教審の議論に大きな影響を与えるだろう。

### おわりに

教育業界紙<sup>4)</sup>のインタビューに応じた中教審の渡邊光一郎会長（第一生命ホールディングス会長）は、教員の長時間勤務を改善する学校の働き方改革について、「『勤務時間管理』と『健康管理』という2本立てのとらえ方が常に重要だと述べたうえで、教員は単なる労働者ではなく、子供たちを教え、研修や学びもある特別な公務員。だから、健康管理をしっかりとしながら、弾力的に勤務できる形が必要になる。それが給特法の枠組みになっている。」「給特法の基本的な

枠組みを前提にして、働き方改革を確実に実施する仕組みを確立し、成果を出すことが求められる。これが答申の基本的な考え方です。今の給特法の議論は、ゼロ出発みたいな議論をしているけれども、ここを議論のスタートにしてほしい。」と述べたと報道されている。

まず、中教審において給特法に係る議論が始まる前から、会長が現行の給特法体制を維持することを前提に、中教審審議のゴールを設定した上で、議論することを方向づけたのはルール違反だと考える。

また、給特法が、教員の健康管理をうたっているものの、私が委員を務めた地方公務員安全衛生推進協会による労働安全衛生体制の好事例調査チームでも、好事例を探すことにたいへん苦労した。文科省も好事例を集積・公表していない。中教審会長が、給特法の建前として教員の健康管理を挙げたが、健康管理にしっかり予算と人員を配置し効果が上がる対策を講じている

のは約1,700教育委員会のうち、数例であろう。

また、精神疾患に病休者を減少させることを教育政策の上で重要課題として設定し、成果をあげた教育委員会は、いろいろ調査を行ったが、未だに見つかっていない。

給特法が、教員の健康と福祉を守り、弾力的な働き方を実現する法律となっているというエビデンスはない。給特法のもとで教員の健康と福祉が守られているという建前は実現されていないことを直視し、ゼロから見直しの議論を進めるべきであろう。

#### 注

- 1) 日本教育新聞デジタル版, 2023年1月23日, <https://www.kyoiku-press.com/post-253630/> (2023年3月30日最終確認)
- 2) 「教育職員の給与特別措置法解説」(宮地茂監修・文部省初等中等局内給与研究会編著, 1971年)
- 3) 教育新聞, 2023年2月24日 ([https://www.kyobun.co.jp/news/20230224\\_06/](https://www.kyobun.co.jp/news/20230224_06/) 3月30日最終確認)
- 4) 教育新聞, 2023年1月11日 ([https://www.kyobun.co.jp/news/20230111\\_03/](https://www.kyobun.co.jp/news/20230111_03/) 3月31日最終確認)

## メンタルヘルス不調を予防する新しいアプローチ 確かめられた有効性。その具体的なすすめ方をわかりやすく紹介

# メンタルヘルスに役立つ 職場ドック

吉川 徹・小木和孝 編

全頁カラー

- 1 メンタルヘルスに役立つ職場ドック
  - 2 職場ドックが生まれた背景
  - 3 職場ドックのすすめ方, 計画から実施まで
  - 4 職場ドックがとりあげる領域
  - 5 職場ドックで利用されるツールとその使い方
  - 6 職場ドックに利用する良好実践事例
  - 7 職場ドックチェックシート各領域の解説
  - 8 職場ドックをひろめるために
- 付録 職場ドックに用いるツール例  
コラム 職場ドック事業の取り組み事例

〒151-0051  
渋谷区千駄ヶ谷1-1-12  
桜美林大学内3F  
TEL: 03-6447-1435  
FAX: 03-6447-1436  
HP: <http://www.isl.or.jp/>

公益財団法人  
大原記念労働科学研究所



好評 第4刷

体裁 A4判並製 70頁  
定価 1,320円(税込み)  
図書コード ISBN 978-4-89760-330-8 C 3047

# Shift Work Challenge



労働科学研究所が設立以来、一貫して行ってきた夜勤・交代勤務研究の成果をまとめ、夜勤リスクをかかえる現代社会の人々に大いに活用していただくために、夜勤・交代勤務検定を始めました。今回新たに検定試験と研修を経て、交代勤務アドバイザーの資格を得る仕組みをつくりました。検定試験への挑戦を通して、夜勤のリスクを正しく知ること、健康対策や事故の予防につながり、夜勤に関する個人と組織の取り組みに役に立ちます。

本書の構成

- 1 夜勤・交代勤務 Q A
  - 2 産業別の夜勤・交代勤務
  - 3 夜勤・交代勤務の生理学・心理学
  - 4 夜勤・交代勤務の知識
- II章 シフトワーク・チャレンジ 想定問題
- 索引 裏引き用語集

好評 廉価版

[普及版]

## シフトワーク・チャレンジ 夜勤・交代勤務 検定テキスト

深夜に働くあなたと、あなたの周りの人に知ってもらいたい 80 のこと

代表編集  
佐々木 司

公益財団法人 大原記念労働科学研究所  
シフトワーク・チャレンジプロジェクト企画委員会

■体裁 B5 判並製 112 頁  
■定価 本体 1,000円＋税

図書コード ISBN 978-4-89760-332-2 C 3047



〒151-0051  
渋谷区千駄ヶ谷 1-1-12  
桜美林大学内 3F

公益財団法人  
大原記念労働科学研究所

TEL : 03-6447-1435 (事業部)  
FAX : 03-6447-1436  
HP : <http://www.isl.or.jp/>

# 漂流者たち クミジョの肖像

23

## 『クミジョ白書2019』と『同2021』のはざままで

本田 一成

### 関東ブロック講演で「やめとけ」？

『クミジョ白書2019』を発行してから、クミジョ講演が増えてきた。また、白書の予想外の売れ行きに気をよくした連合栃木総研は、「先生、もう一度クミジョのアンケート調査をやりませんか」と水を向けてきた。それに応じて『クミジョ白書2021』も出すことになるのであるが、この2つの白書の間で忘れられないのが「連合関東ブロック連絡会・女性会議2021」の講演である。

講演では、クミジョ調査の結果を述べた後に、「これからクミジョを増やすためにはどうしたらよいでしょうか」と相談されたら、率直にどう答えるつもりなのかを話した。

しかも、「4文字問題」と題して「〇〇〇け」というのが、私の答えだとクイズ形式にした。参加したクミジョたちは皆目見当もつかないようであった。突然そんな穴埋め問題を出してくる先生も珍しい。この解答は「もののけ」……ではない。「やめとけ」であった。まったくひどい先生である。みんなが一生懸命クミジョを増やそうと頭をひねっているのに、やめとけとは。会場が一瞬凍てついた。

しかし、これは私の本心である。クミジョになって後悔しているクミジョをたくさん知っている。そういうクミジョたちをなかつたことにはできない。

クミジョの壁や崖が見えてくると、それを覆そうとするクミジョたちの努力は並大抵ではなくなる。増やそうとするとクミジョたちはさら

に負担がかかり、傷つくことになる。だからクミジョたち自身の多くも、早々に退却しようとしているのである。まず進むか退くか考えた方がよいのは自明であった。

そうであるならば、どうするかなどということではなく、もしやめとかないなら何が必要なのかを考えた方がよい。そう説明して話を進めると、会場の雰囲気がよくやくほぐれてきた（だが、やめとけ！って言った瞬間、確かに数人のクミジョが大きくうなずいたのが目に入っていた）。

前回、労組で女性に関する活動を何でもかんでも女性がやらされるのは違う、という不満がクミジョから表明されていることを紹介した。クミジョを増やすのはクミジョの責任なのか？という問題意識が大切であろう。

もしクミジョを増やそうとしている労組が、クミジョを阻む壁や崖をつくり出しているとしたら、クミジョ増員計画は矛盾に満ちている。だが、どうもその心配は的外れではなく、労組はアクセルとブレーキの両方を踏みつけているようなのだ。

クミジョを増やしたいなら、自分たちの襟を正して、ブレーキを踏むのはやめにしないと、また「やめとけ」と言われることになる。しかし、クミダンと会って話してみると、なかなか手ごわいのである。

### 話が「跳んじゃう」クミダンの話

クミダンは決して物分かりが悪いわけではない。だが、やはりクミジョとは違う。あえて乱暴に言えば、クミダンの話はいつも跳んでいるのである。

クミジョのなり手がいないのはどうしてか。それを深く問わないなら、跳ばすのは簡単であ

ほんだ かずなり  
武庫川女子大学 教授

る。クミジョに問題がある、やっぱり無理だ、必要ないのでは、と。クミジョが土日や夜間に出てこれないのはわかるがどうしてなのだろう。自分はなぜ出てこれるのだろう。いろいろな人がいるのだ、と。

クミジョを増やせと言っても増えないのならしょうがない。だが、増えないのに女性を割り当てて増やすのはすじが違ふ、とクミダンと思う。不平等であり、逆差別であり、女性優遇である。自然に逆らうことはできない。男性社会も男性型組織も自然にできているのだから、無理やり捻じ曲げてコトを進めなくてもよいではないか。

あまり深く考えなくて話を跳ばしてしまっても、それで済むのは何も困っていない立場だからであろう。跳ぶから解決するのか、それとも解決しなきゃならないから跳ぶのか。労組という世界に放り込まれたクミジョたちは、とてもそんな気になれないし、なりたくもない。誤魔化さず、きちんと考えたい。

講演が終わり質問タイムになると、クミダンから「これからは平等でやりたいのにクミジョに仕事を割り振ったらやってくれない。どうしたらよいのか」と質問されることがある。「どうしてやってくれないと思いませんか」と逆に質問することになっている。

なお、関東ブロックの講演では、こういう4文字問題も出した。①「勸善〇悪」、②「跳梁〇〇」。すかさず当てたクミジョがいた。さすがである（正解：①跳、②馬鹿）。

## 再び自由記述欄から

関東ブロックの講演ではせっかくなので、「クミジョ調査2019」と同じ調査票に記入してもらった。調査票は講演前に配布し、記入後は私のメールアドレスへPDFを送ってもらうか、自宅にFAXしてもらった。久しぶりに動き出した家庭用FAXではしんどい。ヤマダ電機に行ってインクリボンを調達し何度も交換した。講演後帰阪してからも、続々と届いた。

調査結果は、「クミジョ調査2019」とほとんど同傾向であり、やはり自由記入欄も満々の回答で埋まっていた。すごい。まさにクミダンは

跳んでいる。再び一部を紹介しよう。

### 「女性でもできる役職をつくって役員を増やせ」

クミジョに聞こえてくるこの言葉ほど、傷つくものはない。まるでお荷物の処分みたいな、履きたくもないゲタを履かされた気持ちになる。しかも、それをこれまで男性社会でゲタを履いてきたクミダンに言われるのである。やっぱり労組では男性以外は、「おんなこども」扱いなのだ、と。

### 「よくご主人様が理解してくれるね」

何気なく放たれるこの一言は多くのクミジョが体験している。クミジョをやるのにパートナーがどうして出現するのか。アンタは妻に許可を得て活動をしているのか。しかもご主人。アンタは妻をヨメと呼び、ヨメにご主人様と呼ばせているのか、と。

### 「労組は飲みニュケーションで評価される」

#### 「飲み会で一致団結はやめて欲しい」

またまた飲み会ネタ。他にもたくさんあった。根強い不人気ぶりを見せつけている。

### 「せっかくい感じでまとまりかけていたのに、OBが出しゃばってきて「ダメ出し」をする」

いるよねー。そういうOB。困ったパイセン。

### 「もう女性も男性もない時代なので女性部という名称を変えたい」

ジェンダーギャップ満々の労組で、そんなこと言うのか。100年早くないか。女性も男性もないって……ジェンダーギャップのせいだ女性特有の問題が山積しているのではないのか。そんなだましで女性部を廃止するのではなく大事にした方がよいと思う。平等を誤解しながら過度な一般化で遊んでいるのに付き合っていると、痛い目にあうかも。

### 「女性部を廃止したら、女性役員が激減したので、判断が早すぎた」

ほらやっぱり。

(つづく)

## 「支えてもらった」身近な上司，同僚

福成 雄三

筆者が組織の中で安全衛生管理に関わってきた経験などについて紹介してきたこの連載だが、残り数回で終わらせてもらおうと思っている。連載で取り上げてきた取り組みは、一人で取り組んだこともあるが、多くは同僚と力を合わせて形にし、上司の後押しや支えがあって実施に結び付けることができた。繰り返しになるところもあるが、「謝辞」の意味を含めて紹介しておきたい。筆者の考え方や企画した施策に影響を及ぼした人たちになる。

### 「どうしていききたいのか？」

入社して1年経った頃だったと思うが、先輩（上司）のTO氏から「君は製鉄所（の安全衛生状態）をどうしていきたいと思っているのか」と聞かれたことがある。即答できなかった。当時は「勤務する」ことしか考えていなかったと思う。この一言が筆者の安全衛生管理に関する考え方を変えたとは思わないが、脳裏にこびり付いた。TO氏は、誠実な人で、理想を持ちながらも、組織人としての従順さの持ち主だった。なお、TO氏は、1980年に、始業時等の健康確認制度（健康問視、後に中災防が健康KYとして全国に広めた）を作り上げた中心人物になる。

会社での仕事の多くは、目先・足元の課題に的確に対応することが求められ、評価の対象になる。見方を換えれば、先々のことまで考えて長期的視点に立って施策を考えることは、担当者に期待されているとは思えないことが多かつ

た。上司や関係者が示す目先の課題への関心を軽んじた訳ではないし、一つひとつキチンと対応したと思っているが、筆者にはあまり面白くなかった。

このような中で、TO氏の一言は、「将来に責任を持つ」という考え方につながったと思う。このような考え方に立って実際に仕事ができただかは別にして、少なくとも30歳の頃には筆者の確信になっていた。

### 支えてくれた上司

上司からの安全衛生管理についての具体的な指示は限られていた。事故や災害に関する報告に関することや「〇〇を徹底しろ」といった類のことが多かった。安全衛生部門が人事労務部門に属していたこともあり、「メンタルヘルス教育講師育成を事業所の人事労務担当者にさせよ」とか「安全体感教育の新たな教育科目を開発しよう」といったこともあった。違和感を覚えることが多かった。

ほとんどの安全衛生部門（組織）の長は、別部門から異動してきて、専門的知識は限られていた。本人のせいではないが、的確な指示、取り分け労働衛生分野の判断を求めることには限界がある。もちろん、彼らは、安全衛生管理の専門知識がなくても、その立場で筆者などの部下の相談に乗り、後押しして、施策実現の道筋を付け、安全衛生水準向上に熱心に取り組んでいた。

2000年以降の本社勤務時の3人の上司（いずれも経営幹部になった）の経営の立場での支えは大きかった。延べ20年近く筆者の上司だった人事労務部門のSK氏は、よく話を聞いてくれたが、ほとんど筆者に対して指示はなく、

ふくなり ゆうぞう

公益財団法人大原記念労働科学研究所 特別研究員（アドバイザーボード）

日本人間工学会認定人間工学専門家、労働安全コンサルタント（化学）、労働衛生コンサルタント（工学）

安全衛生管理についてはほぼ全面的に任せてくれていた。筆者を信頼してくれていたからだと思いたい。社内で影響力の大きい人だったこともあり、後ろ盾としての存在は心強かった。

本社時代に直属の上司だった人事労務部門のYH氏も同じだが、筆者が「暴走」して失敗しないように見てくれていたと思っている。

現場目線で前向きの安全衛生施策を理解し、積極的に後押ししてくれたのはHT氏になる。現場組織の管理や事業所長なども経験し、現場が会社を支えているとの思いを強く持っていた技術者だった。新たな施策の説明を聞いて納得すると、自ら会社の幹部や事業所に向かって発信してくれたり、大きな投資や制度構築を進めるための道筋を付けてくれたりもした。とても合理的な考え方の経営者だった。会社の安全衛生管理の画期は、HT氏の存在抜きには語れないと思う。

## 同僚がいたからこそ

この連載の中で数多くの同僚が登場してもらった。それぞれ、筆者の近くにいて、一緒に知恵を絞りながら安全衛生水準向上のために取り組んでくれた。取り分け、2000年以降の本社勤務時代の同僚は強力メンバーで、他に代え難い人たちだった。その中でもTS氏は刺激的だった。現場管理者としての経験もあり、筆者とは異なる視点をもって共に安全管理向上に取り組んでくれた。TS氏は「安全施策の多くは、筆者がアイデアを出し、自分たちが形にして実現した」と言うが、現場の安全活動に関連した施策についてはその通りだと思う。TS氏がいなければ実を結ばなかったであろうことが多い。得意な現場指導や教育などは、今も社内外で注目されていると思う。

機械安全対策はMO氏がいなければ、進まなかったことは間違いなし。本社設備技術部門の長をした後に本社安全衛生部門の一員になったことで、社内の技術者を巻き込んでの機械安全対策を進めることができた。豊富な知識と経験は、退職後に勤務した中災防でも活かされ、国

内の機械安全対策推進に貢献したと思う。

筆者の会社生活を支え、安全衛生管理の取り組みを後押しし続けてくれたのはA事業所のZI氏で、真面目な安全衛生の専門家になる。同期入社したZI氏と同じ部門で仕事をしたのは、入社後12年間在籍したA事業所時代だけだが、その後も労働衛生の問題を中心に何か困り事があると電話などで相談していた。冷静に的確に判断して、アドバイスしてくれた。

ZI氏が中心になって行った先進的な取り組みもある。代表的なこととして、騒音対策（騒音環境の詳細調査、騒音分布図の作成、聴力保護具の効果確認と改善、新設工場の設備対策、空気圧装置排気音対策（消音器設置、圧空ノズルの改善など）、騒音や粉じんの個人ばく露測定、振動工具の調査（振動レベル測定など）と対策、腰痛予防マニュアルの作成、CO中毒対策（教育、測定器・保護具改善等）、石綿の全数調査と代替推進などが思い出される。論文にできるような取り組みもあった。石綿の代替品開発で、石綿メーカー等との調整に苦勞していたことを記憶している。退職者の健康相談などでも、誠実に対応し続け、頭が下がる。

ZI氏がいなければ、筆者の安全衛生管理の仕事はもっとくすんでいたことは間違いなし。退職後も専門的知識と豊富な経験を活かして産業保健総合支援センターで活躍している。

安全衛生管理の仕事が続けるには、身近に頼りになる同僚が欠かせないと思う。場合によっては、社外の人ということもあるかもしれない。安全衛生管理は、特殊な専門性が要る分野で、大企業であっても社内の専門家は少ない。このため、自ら考えた施策の展開に当たって不安な気持ちだけでなく、孤独を感じることも多い仕事だと思う。独りよがりになりがちな面もある。

いずれにしろ、筆者の場合、力の無さを多くの同僚・上司の力で支えてもらってきたと思っている。その前向きな気持ちや見識を、安全衛生管理の面で組織を動かして、現実のものにする力にさせてもらったということかもしれない。

中井宏, 臼井伸之介  
 先行車と追従車の車種が高速道路走行中の車間時間に及ぼす影響  
 労働科学 2014; 90 (4): 130-137

## 高速道における適切な車間距離

椎名 和仁

前回は、世界の安全衛生名著全集(全10巻)の中から「人事管理の心理学」を紹介し、本書が発刊された当時の時代背景などにも触れてみた<sup>1)</sup>。さて、今回は、いつものように「労働科学」に掲載された論文を紹介する。

- ・中井宏, 臼井伸之介  
 先行車と追従車の車種が高速道路走行中の車間時間に及ぼす影響  
 労働科学 2014; 90 (4): 130-137.

この論文は追突事故を防止するために先行車との車間距離の時間を調査した研究である。その前に追突事故の現状を見てみたい。

### 追突事故の現状

昨年(2021年)の11月に神奈川県厚木市の東名高速道路下り線で、トラックなど4台が絡む玉突き事故が発生した<sup>2)</sup>。当時の状況は大型トレーラー、乗用車、中型トラック、大型トラックの順番で同じ車線を走っていたが、先頭のトレーラーが渋滞のため停車し、乗用車と中型トラックが減

速していたところに、大型トラックが追突し、トレーラー以外の3台に乗っていた4人が死亡した。事故原因はトラック運転手の脇見運転や車間距離を十分に取らなかったことが考えられている。この事例のように交通事故の中で追突事故の発生率は高く、事故類型別の中では全体の31%を占めているのが現状である(図1参照)。

高速道路でドライバーが運転中に前方車両との車両間隔を確認する方法には、目測方式と時間カウント方式の2つがあり、前者は車両間隔を「距離」で測り、後者は車両間隔を「時間」で計る(表1参照)。

目測方式では「時速100kmでは約100m、時速80kmでは80m」の車間距離を確保することが教示されているが、複数の都道府県警察では時間カウント式を推奨し始めており、高速道路で追従車両が前方車両に追突しない車間時間は、乗用車で2~2.5秒、トラックで3~4秒である<sup>4)</sup>。

しいな かずひと  
 博士(知識科学)  
 住友電設株式会社 情報通信システム事業部  
 Information and Telecommunications System Division, Sumitomo Densetsu Co., Ltd.  
 主な論文:

- ・単著「文系大学生の安全意識調査」『日本労働科学学会年報』2号, 2022年.
- ・共著「工学系大学生における安全に関する工学教育の提案」『技術と経済』652号, 2021年.

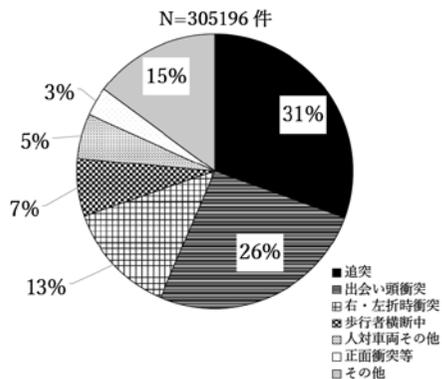


図1 2021年中の交通事故発生件数を事故類型別  
 出典: 内閣府(2022)<sup>3)</sup>

表1 車両間隔の確認方法とその特徴

確認方法	目測方式(車間距離による確認方法)	時間カウント方式(車間時間による確認方法)
特徴	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・車間距離の尺度を表す道路マーキング等に照らして、前方車両と自分の車両との距離を測る。</li> <li>・前方車両の距離に応じた見え方を学習して、距離を推測する。</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転者が定めた目印を、前方車両が通過してから自分の車両が通過するまでの時間を計る。</li> </ul>
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・距離が分かる目印が視界に入れば、即座に判断できる</li> <li>・距離の単位が制動停止距離の単位と整合するので、長さの感覚として捉えやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・速度によってカウント数を変化させる必要はない。計る時間が速度に依らず一定である。</li> <li>・特別な道路マーキング等のない場所でも実施できる。</li> <li>・尺の目安となる物体やレーンマークの移動に合わせてタイミングを計るため、感覚として捉えやすい</li> </ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・速度に応じて適切な距離が異なる。</li> <li>・奥行き方向の知覚は目印になる尺度がないと誤差が大きくなる。前方車両の見え方で測る場合は、相応の訓練が必要である。</li> <li>・距離が分かる適切な目印がない場合が多い(実施可能な場所に限られる)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間(秒)を一定に数える必要があるが、慣れていないと計測の速さが人により変化しやすい。</li> <li>・国内では目測方式に比べて認知度が低い</li> </ul>
備考		・欧米では一般的

出典：(公財) 高速道路調査会 (2017), p.13.

しかしながら、高速道路では、渋滞時に同一車線上を走行中の車両同士の速度差によって、前方と後方の車が追突するケースがあり、さらに故障などで路肩に停車中の車両に走行中の車両が追突する事故も多い。また、75歳以上の高齢ドライバーの車やバイクの死亡事故も増えており、事故原因には不適切なハンドルさばきや、ブレーキとアクセルの踏み間違いの操作ミスが挙げられている<sup>5)</sup>。このため自動的に車間距離をとれるACCや衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)機能が搭載されている自動車が普及しており、ドライバーの運転ミスを防ぐ装備となっている。

### 今回紹介する論文の特徴

この研究では車間時間に及ぼす先行車両の影響について探索的に検討している。さらに、大型車のドライバーの視点は普通自動車より高いため、追従車種が大きいほど車間時間は短くなるという仮説を立てている。先行研究からは車間距離を対象とした調査は2秒と5秒があるた

め、本調査では5秒以内での追従車両のみを分析対象とし、一部の分析に2秒以内での追従車両のデータを抜粋して用いている。今回の公道観察調査の概要を以下に示す(表2参照)。

### 【結果】

先行車と追従車の車種が計測された組合せは延べ7370組であった。大型乗用車は車間が長く、次に大型貨物車、普通乗用車、普通貨物車、軽貨物車の順であり、また普通乗用車や軽乗用車は他の車種より車間が短かく、7370組のうち、2秒以内で追従していた車両は全体の約63%(4632台)であった。次に車間時間の上限を5秒と2秒とした場合について、それぞれ先行車6種と追従車6種でクロス表を作成し、車種構成率を集計した(表3参照)。その結果、2秒以内の構成率では普通乗用車の割合が高く、大型乗用車と大型貨物車の割合は低かった。

### 【考察】

上記の調査結果から2秒以内で追従した車両

表2 公道観察調査の概要

項目	公道観察調査の概要	
1	観測場所	日本万国博覧会記念公園敷地内の千里橋からの中国自動車道（上下線）
2	期間	2013年10月28日、11月6日の平日2日間（9時～17時）
3	倫理的配慮	事前に研究計画を大阪大学大学院人間科学研究科行動学系研究論審査委員会に提出し、本調査に関して承認を得た。
4	観測と分析の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撮影には上下線それぞれ2台ずつ、合計4台のデジタルカメラを用意した。</li> <li>・1台（カメラ①）は車間時間を計測するために下向きに配置し、もう1台（カメラ②）は車線変更等の情報を得るためにやや遠方に配置した。</li> </ul>  <p>The image shows an aerial view of a multi-lane highway. A white dashed line labeled '基準線' (baseline) is drawn across the lanes. Two cameras are indicated: 'カメラ②の映像' (Camera 2 image) pointing to a camera on the left side of the road, and 'カメラ①の映像' (Camera 1 image) pointing to a camera on the right side. A text box '分析に用いた画面' (Screen used for analysis) is also present. The image shows a truck in the right lane and a car in the left lane, with the baseline positioned between them.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分析対象は走行車線を走行する車両に限定した。</li> <li>・上記の画面に基準線を引き、この線を先行車のリアバンパーが通過してから追従車のフロントバンパーが通過するまでの時間を車間時間とした。</li> <li>・カメラ①の映像とカメラ②の映像を同期して1つの画面内に重ね合わせ、車線変更の有無はカメラ②の映像から判断した。</li> <li>・カメラ②の映像は、下り線は千里橋から約285m、上り線は約304mの車線変更までを確認でき、この区間で車線変更した車両と、その直後の車群は除外した。なお、自動二輪車や緊急車両は対象外とした。</li> </ul>
5	記録項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車種は、乗用車（大型、普通、軽）と貨物車（大型、普通、軽）の6種類に分類した。但し、本研究では車長が8mを超えるか否かによって大型の貨物車と普通車を分類した。</li> </ul>

表3 車間時間が5秒以内および2秒以内の車種構成比率

	大型乗用	普通乗用	軽乗用	大型貨物	普通貨物	軽貨物	合計
5秒以内	131 1.8%	3143 42.6%	694 9.4%	1483 20.1%	1761 23.9%	158 2.1%	7370 100%
2秒以内	48 1.0%	2123 45.8%	477 10.3%	805 17.4%	1083 23.4%	96 2.1%	4632 100%

は約63%であり、先行車が渋滞車列などに追突して急停車した場合、ブレーキ時に足を乗せ替えるよりも前に追突してしまうような車間時

間であった。先行車と追従車の車種の組み合わせから車間を検討したが、先行車の車種が車間時間に及ぼす影響は示されず、より精微に検討

表4 全国の高速道路又は自動車専用道路で発生した車両相互の追突事故

	先行車						計
	大型乗用	普通乗用	軽乗用	大型貨物	普通貨物	軽貨物	
追従車 大型乗用	2 <sup>+++</sup>	12 <sup>-</sup>	1	2	8 <sup>+</sup>	2	27
普通乗用	7	1906 <sup>+++</sup>	305	62 <sup>---</sup>	308 <sup>---</sup>	107 <sup>---</sup>	2695
軽乗用	2	322	101 <sup>+++</sup>	7 <sup>--</sup>	62 <sup>-</sup>	21	515
大型貨物	3	184 <sup>---</sup>	38	56 <sup>+++</sup>	89 <sup>+++</sup>	28 <sup>+</sup>	398
普通貨物	7	804 <sup>---</sup>	146 <sup>-</sup>	68 <sup>+</sup>	325 <sup>+++</sup>	89 <sup>+</sup>	1439
軽貨物	0	122	27	2 <sup>-</sup>	33	13	197
計	21	3350	618	197	825	260	5271

---および+++は0.1%水準で有意、--および++は1%水準で有意、-および+は5%水準で有意  
 出典：(公財) 交通事故総合分析センターが保有する事故データ (2010~2012年)

するためには物理的に追い越しができない2車線の区間も調査対象とする必要があった。

次に追従車の車種が車間時間に及ぼす影響は、大型乗用車や大型貨物車ほど車間時間が長く、普通乗用車や軽自動車の車間時間は短く、仮説とは逆の結果となった。これは、ドライバーがとる車間距離には車両性能、ドライバーの安全教育経験も影響していたと考えられた。

今回の結果から、さらに考察するために国内で発生した事故データを用いている(表4参照)。このデータから分かることは、同一車種同士の追突事故が多く、その一方で大型貨物車や普通貨物車が普通乗用車に追突する事例や普通乗用車が貨物車に追突する事例は少なかった。従って今回の調査結果を考慮すると追突防

止のためには、画一的な内容ではなく、車両の制動性能、さらには労働環境に応じた教育が従来に増して必要と結んでいる。

### おわりに

今回紹介した論文は10年前の調査であるが、高速道路で前車との車間距離が2秒以内だと大きな事故につながることは今でも変わらない。しかし、2021年11月以降に国内で発売された新型の乗用車には国土交省が認定したAEBS(衝突被害軽減ブレーキ)の搭載が必須となったことは大きい。この認定には、①静止している前方車両に対して50km/hで接近した際に、衝突しない又は衝突時の速度が20km/h以下となること、②20km/hで走行する前方車両に対して

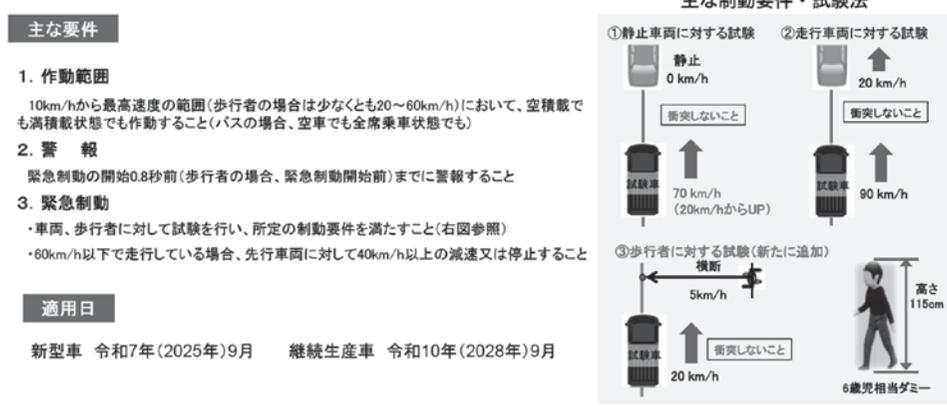


図2 大型トラック・バス等へのAEBSが強化された要件 出典：国土交通省HP<sup>8)</sup>

50km/hで接近した際に衝突しないこと、③上記においてAEBSが作動する少なくとも0.8秒前に、運転者に衝突回避操作を促すための警報が作動すること、を要件として満たす必要がある<sup>6)</sup>。

また今年1月には大型のトラックやバスにおいてもAEBSの基準が強化され、2025年9月からの新車はAEBS搭載が義務化される(図2参照)。さらに、2025年には高速道路で一定の条件を満たした領域内に限り、自家用車は完全な自動運転走行(レベル4)が実現する見込みである。今後はAIを活用して運転ミスや事故リスクを減らす知能化技術<sup>7)</sup>が実装化され、将来は大型車を含んだ全ての車両に装備されれば追突事故は減少すると考えられる。

**参考文献**

1) 椎名和仁 労研アーカイブを読む(83) 労働科学関連の文献を概観して: 人事管理の心理学: 世界の安全衛生名著全集 [バウムガルデン著] 労働の科学 2022; 77 (12): 720-725.

2) 読売新聞オンライン  
出所: <https://www.yomiuri.co.jp/national/20221110-OYTIT50114/> (2023/2/28アクセス)

3) 内閣府 令和4年交通安全白書 第1編陸上交通 第1部 道路交通 第1章 道路交通事故の動向 第2節 令和3年中の道路交通事故の状況  
出所: [https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/r04kou\\_haku/zenbun/genkyo/h1/h1b1s1\\_2.html](https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/r04kou_haku/zenbun/genkyo/h1/h1b1s1_2.html) (2023/2/26アクセス)

4) (公財) 高速道路調査会 道路・交通工学研究会 高速道路における適切な車間隔に関する調査研究 報告書 2017.  
出所: <https://www.express-highway.or.jp/research/document/sharyoukannaku.pdf> (2023/3/10アクセス)

5) 京都新聞 社説: 高齢者の運転 事故増踏まえ対策強化を  
出所: <https://news.yahoo.co.jp/articles/c7cf5483bb34435e9bacb2694c5d6ec32f180b10> (2023/3/10アクセス)

6) 国土交通省HP 衝突被害軽減ブレーキ認定制度の概要について  
出所: <https://www.mlit.go.jp/jidosha/AEBS.html> (2023/3/4アクセス)

7) 本田技研HP 知能化運転支援技術  
出所: <https://www.honda.co.jp/future/Intelligent-driver/> (2023/3/12アクセス)

8) 国土交通省HP大型車の衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)の基準を強化します  
出所: [https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10\\_hh\\_000277.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10_hh_000277.html) (2023/3/4アクセス)



周辺領域に著しく関連分野を広げている  
現代心理学の偏りのない全体像を集成

# 心理学の理解

井上枝一郎編著

尾入正哲 向井希宏

川畑直人 久東光代

北島洋樹 細田 聡

井戸啓介 菅沼 崇

著

主な目次

【基礎編】

第一章 心理学の概観 心理学を見わたす

第二章 情報の受容と認識 見ることと知ること

第三章 人の情報処理 わかることの仕組み

第四章 知識の構造 どうやって使っているのか

第五章 環境と行動 環境とのかかわり

第六章 発達を知る ヒトは、どのようにして育つか?

第七章 個人の内面の世界 心の中をのぞく

第八章 人間相互の関係 人と人のかかわり合い

【応用編】

第九章 ヒューマンエラーの話 人はなぜ間違えるのか

X章 暮らしと職場の心理学 日常生活の中の心

終章 心理学からのアドバイス 心理学を役立てる

A5判 300頁  
定価…本体価格2,530円(税込み)

〒151-0051  
渋谷区千駄ヶ谷 1-1-12  
桜美林大学内 3F  
TEL: 03-6447-1435  
FAX: 03-6447-1436  
HP: <http://www.isl.or.jp/>

公益財団法人  
大原記念労働科学研究所



# 妊産婦手帳と母子手帳，そして母子健康手帳

千葉 百子

## はじめに

数年前のある日のこと，母の遺品を整理していたところ，文箱の中から二人の弟の妊産婦手帳と母子手帳が出てきた。私の手帳はない。「お姉さんはお茶の水の橋の下から拾われてきたことがはっきりした」と弟二人はニコニコしてはやし立てた。翌日，2冊の手帳を持って酒井シヅ先生を医史学教室に訪ねた。さすが酒井先生は医史学の専門家「それはね，昭和17年にできた制度なのよ。No.4 とはずいぶん初期のものね」とおっしゃった。その前に生まれた私の手帳はないのだと納得した。でも拾われてきた子ではないという確証にはならない。証明できるのは「へその緒」の存在だろうか。

## 妊産婦手帳

今から82年前のこと，1941（昭和16）年1月22日，近衛内閣は「人口政策確立要綱」を閣議決定した。当時の日本の総人口は7350万人。戦時体制下，人口増加策を明言し「1夫妻5児」「産めよ増やせよ」の文字が当時の新聞

ちば ももこ

大原記念労働科学研究所 客員研究員  
順天堂大学医学部 客員教授，東京医療学院大学 非常勤講師，元国際医療福祉大学薬学部 教授

主な著書：

- ・『病気と健康の世界地図』（訳）丸善，2009年。
- ・『がんの世界地図』（訳）丸善，2009年。
- ・『新簡明衛生公衆衛生』（共著）南山堂，2015年。



紙上には躍っている。その翌年，妊産婦の健康管理を目的とし，国による「妊産婦手帳制度」が発足した。対象は妊産婦であり，生まれてくる子供には言及していない。資料によると子どもの健康記録は「乳幼児体力手帳」があったようだが，母の文箱には見当たらなかった。

写真1は昭和18年3月に生まれた弟の妊産婦手帳の表紙である。「昭和17年11月20日公布（第4号）東京都」とある，左上の2行は出産後にゴム印を押して「出産月日」と「有効期間（出産後1年）」を記入したと思われる。この手帳は13頁からなる。表紙に続いて妊婦の氏名，生年月日，居住地，所帯主氏名，出産予定日，を書き込む表があり，次に「妊産婦ノ心得」が4頁あり，その次に「妊産婦，新産児健康状態欄」がある。ここには診察・検査指導年月日，妊娠月数・生後満月日数等，記事（診察，検査ノ所見，保健指導ノ要領等ヲ記入スルコト），最下段は医師，助産婦，保健婦印，となっている。続いて「出産申告書ニツイテ」が7～8頁，「分娩記事欄」が9頁で，分娩日時，在胎月数，男

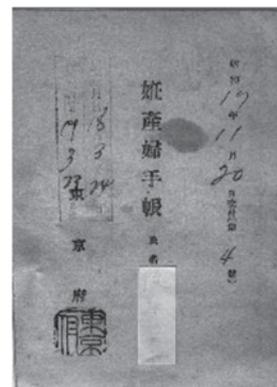


写真1 妊産婦手帳の表紙

女別、体重、分娩直後ノ児ノ生・死、分娩異常、流早死産原因、出血、産科手術、特別ナル児ノ所見ソノ他ノ参項トナルベキ事項、分娩助助者氏名を記すようになっている。

次の10頁(写真2)に必要記事として、「妊婦用医療切符 綿・ガーゼ配布済み、十八年四月十七日 菓子配給、四月十八日 煮干配給、四月廿九日 菓子配給、六月十三日 椎茸配給、七月十一日 子女子(こおなご、筆者追記) 佃煮百五十匁、八月二十五日 白玉配給、昭和十八年十二月廿拾日 乳児用石鹼回数購入票交付済」とある。これらの日付は出産後である。最後の1行は日付と記事欄が別々のゴム印であろうと思われる。その他は担当者の直筆であると思われる。続いて「必要記事」10~11頁、「取扱ノ注意」が12~13頁である。妊産婦手帳は敗戦の混乱期の生活物資不足の際にも配給の実施に役立ち、その利用が続けられた。インターネットで調べてみると他にもいくつかの妊産婦手帳の写真が見られる。

## 母子手帳

昭和22(1947)年に児童福祉法が成立、公布された。それに基づいて保健所を中心とした母子衛生行政が推進されるようになった。その一環として妊産婦手帳の本来の目的であった妊産婦自身の健康管理に加えて対象を小児まで拡大して「母子手帳」とし、様式も整えられた。母親と子どもの健康記録を一つにした手帳は世

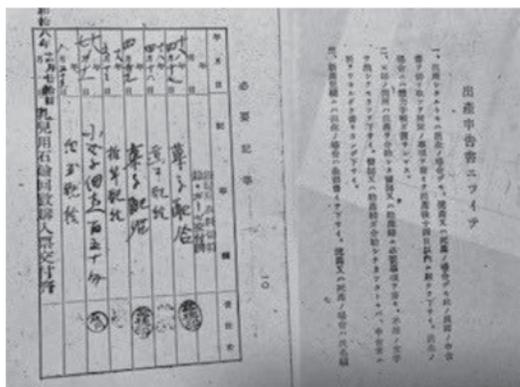


写真2 妊産婦手帳の10頁「必要記事」(左)と7頁「出産申告書について」の最初のページ(右)

界初の試みとなった。

写真3は昭和23年3月に生まれた弟の母子手帳の表紙である。届け出はペン書きで「昭和22年10月8日」と記してあるが、交付は昭和24年5月4日、出産が昭和23年3月だから、出産後に交付されたことになる。東京都中野区No.265である。交付が国から保健所に移行している。この母子手帳は29頁からなる。6頁に「お産の記録」があり、出産日時、在胎月数、体重、最後に医師名が記入してある。7頁に「産後の母の健康状態」、8頁に「こどもの記事」欄があるが無記入である。おそらく出産後1年1ヵ月後の交付であるので何も記載されていないのであろう。9~10頁に「お誕生までの乳児の健康状態」欄があり、20ヵ月齢時の体重、身長、栄養(甲、乙、丙)、栄養方法(母乳、混合など)、ツベルクリン内皮反応欄がある。

10頁の「記事」欄には24年6月に予防接種済のゴム印、11月に乳幼児一斉健康診査済、BCG摂取済のゴム印がある。11~14頁は「学校へ行くまでの幼児の健康状態」欄になっている。記載はない。15~18頁は「配給物資記事欄」であり、その最初の頁に、衛生綿ガーゼ購入券交付済、衣料切符交付済、玉子10個、11月分紛乳3封牛乳1合交付済とゴム印と手書きで記されている。20頁は「木炭特別配給申請書」、21頁に「申請上の注意」、22~23頁は「菓子購入券」と「菓子購入券の注意」、24頁は「精米前渡券」などである。27頁に「乳幼児発育平均値」が男児、女児別に体重と身長の成長曲線が0~12月齢まで示してある。28頁は「赤ち



写真3 母子手帳の表紙

やんの体重や身長その他発育の状態を書き入れてみましょう」として男児、女児別に体重と身長の成長曲線が1〜7歳まで示してある。29頁が最終ページで「取扱の注意」があり、妊娠3ヵ月以上で、届け出た人に交付されること、移転して住所が変わった場合の届け出について、都外へ移転した場合は加配物資購入券は使えないことなどが記されている。裏表紙に「母子手帳について」が記されていて、学校へ行くまでの間に、医師、助産婦、または看護婦について診察、検査、予防接種、保健指導等を受けた時は、その都度この手帳に書き入れてもらうこと、特別の配給を受けるときにこの手帳が必要であること、流死産の場合も大切に保管すること、双生児（ふたご）以上の場合は市区役所、町村役場に申し出て別に母子手帳を交付してもらうなどが記されている。

## 母子健康手帳

1966（昭和41）年1月に母子保健法が施行され、児童福祉法等の諸法令に基づく母子保健規定を統合し、名称も「母子健康手帳」となった。妊娠した者が妊娠の届出をすることにより、国籍や年齢を問わず手帳が交付されるようになった。内容は時代の趨勢と共に改善が図られている。手帳の交付事務が市町村に委譲されることを踏まえ、自治体の特性を盛り込めるようにした。父親の育児参加も踏まえて「親子手帳」「親子健康手帳」という呼称を使っている自治体もある。1994（平成6）年には「父子手帳」を発行する自治体も出てきたが、法律で定められたものではないので、内容はさまざまであり、イベントでの配布やインターネットでダウンロードできるようにしている。

手帳の様式の前半部分は全国共通で主に健康の記録であり、妊娠、出産までの記録、出生した子どもについては小学校入学までの定期健康審査、予防接種（ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、麻疹など）、歯の検査などの記録欄などがある。学校保健への連携を考慮し、今までにかかった主な病気欄が設けられている。1991（平成3）年から産後の母親の記録欄に精神状態をチェックする設問が設けられた。働く女性

のための出産、育児に関する制度の解説も充実してきている。後半部分は、各市町村の地域特性を生かした内容で作られている。

## 人口問題

どこの国も自国の総人口は大きな課題である。人口は急激に変化するものではなく、ある程度の予測は立てられる。わが国では国立社会保障・人口問題研究所が日本の地域別将来人口の推計をだしている。

わが国の少子化対策の必要性は論じられてきたが、出生数は徐々に減り、遂に2年前に死亡数の方が多くなった。そして、2022（令和4）年の出生数は80万人を下回った。1947年から1949年は第1次ベビーブームと言われている。この間の出生数は最高の年では約270万人であった。1950年の国勢調査結果を見ると出生数241.7万人、死亡数90.7万人、年少人口35.4%、生産年齢人口59.6%、高齢人口4.9%である。日本では優生保護法が1948年に施行された。人工妊娠中絶が法的に非常に早期に認められるようになった国として知られている。この時期の人工爆発が要因であったであろうと考えられる。優生保護法は1996年に母体保護法に替り、人口妊娠中絶の条件などが変更された。

ここのところ国会でも少子化対策は重点項目となり、岸田文雄首相は「異次元の少子化対策」を打ち出そうとしている。少子化の原因は主に次の4項目 ①結婚・出産に対する意識の変化、②経済的な不安、③子育てに対する負担感、④子育て環境の整備の遅さ、に分けて考えられている。不妊治療に対する助成、児童手当、教育費の無料化などが挙げられている。確かに重要課題ではあるが、もっと長いスパンで考えることもあってよいのではないか。

2000年代初めの約10年間、私はアラル海Projectを実施していた、年に数回カザフスタン共和国を訪問した。その時に通訳が「hero mother」と訳した母親のことが印象に残った。5人以上子供を産んだ女性は定年の5年前に辞職しても100%の年金を得られるという制度があり、該当する母親を「ヒーローマザー」と呼ぶそうである。どうしてこのような制度ができ

たのか、類推でしかないが、一時期人口が減り、その対策であったのではなかろうか。人口減少の理由としては結核の多い地域であり、感染症その他による死亡率が高かったのではないか。人口の自然増は出生数を上げることである。人生を長いスパンで考え、人口増加策、少子化にならないための対策の一つとしてヒーローマザー制度ができたのではないかと考えられる。その頃、カザフスタンの年少人口は約30%で、あちこちの公園や広場では幼少児の遊ぶ姿が散見された。

## シンガポールの人口政策

これも私の経験談である。1986年に日本政府の発展途上国科学協力事業の一環としてシンガポール大学医学部社会医学系分野に派遣された。その頃はリー・クアンユー (Lee Kuan Yew, 李光耀) 政権であった。1965年にマレーシアから独立した時、人口は約185万人であった。それが今や280万人に達した。当時の政権は淡路島とおなじ程度の面積に人口280万人は多すぎるので人口抑制策をとっているということであった。大学の友人たちにどのような抑制策を取っているのか尋ねた。当時は校舎が足りず、小学生は2部授業が行われていた。第3子、第4子は午後のクラスに編入されたり、自宅から遠い学校へ行かされたりするという。本人が望んで第3子、第4子に生まれてくるのではないのと私は少々怒りを感じた。

仕事が終わってホテルに帰るとTVを見て過ごした。TVは中国語 (Mandarinが標準語)、英語、マレー語、ヒンズー語のチャンネルがある。ある日、英語放送を見ていた時に国会中継が流れていた。人口政策が議題になっていた。シンガポールの国会は1院制で105議席である。ある男性議員が「大学卒の女性には第3子、第4子を持つことを認めてはどうか」と発言した。その時はこの国ではそのような考えが通用するのか、と思ったが、翌日の英字新聞The Straight Timesはこの発言を厳しく批判していた。

1991年に再度シンガポールへ行った。機内で入手した英字新聞にシンガポール人口増加策の記事があり、びっくりした。その新聞をもつ

てシンガポール大学へ行き、友人たちに聞いてみた。政権がゴー・チョクトン (Goh Chok Tong, 吳作棟) に代わってから人口増加策に転じたということであった。シンガポールは資源の乏しい国であり、人的資源が最大の資源であるから、という説明であった。その後、政権はリー・クアンユーの長男、リー・シェンロン (Lee Hsien Loong, 李顯龍) となった。人口増加策は継承されていると思われる。2022年6月の人口は5,975,688人が公式の数値である。シンガポール国籍を持つ人は約7割、その民族別構成は中国系74%、マレー系13%、インド系9%、その他3%となっている。人口ピラミッドは壺型である。

人口密度は、シンガポールは1 km<sup>2</sup>当たり7,796人 (2017年)、日本全体341人 (2015年)、東京都6,168人 (2015年)、東京23区14,796人 (2015年) である。

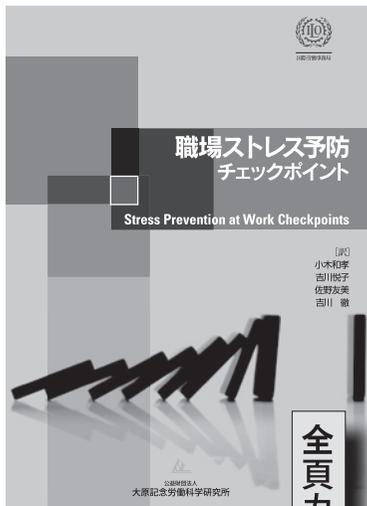
## おわりに一平和な世界を

地球上の人口は昨年80億人を超えた。国連人口基金 (UNFPA) が発表した2022年版の世界人口白書 (State of World Population) によると、人口が最も多い国は中国で約14億4,850万人、次いでインドが14億660万人である。中国は1979年に一人っ子政策を開始した。もし、一人っ子政策をしなければ? という問いに対して、たいてい17億人という答えが返ってくる。多分公的な予測値なのであろう。今年中にインドが最大人口国になると予測されている。このUNFPAの統計では日本は1億2,560万人で国別順位は11位である。

ローマクラブは1972年に「成長の限界」と題した報告書を発表した。「人口増加や環境汚染などの現在の傾向が続けば、100年以内に地球上の成長は限界に達する」という予測で全世界に衝撃を与えた。それからちょうど50年経った。地球温暖化の危機も加速している。

その時は予想していなかったであろうロシアのウクライナ攻撃が起きた。戦争だけはやめて欲しい。人口増に悩む国あり、人口減に悩む国あり、いずれにしても平和な世界を望まない人はいない。

職場ストレス予防・ディーセントワークのための実際的な改善策



# 職場ストレス予防 チェックポイント

話題の最新刊

50のチェックポイントにまとめて取り上げ、なぜ必要か、どのように実施するかを示し、追加のヒントと覚えておくポイントを挙げ、カラーで図解。

〔刊〕ILO  
〔訳〕小木和孝・吉川悦子・佐野友美・吉川徹

- 第1章 リーダーシップと公正さ
  - 第2章 仕事の要求
  - 第3章 職務の裁量度
  - 第4章 社会的支援
  - 第5章 作業場環境
  - 第6章 ワークライフバランスと労働時間
  - 第7章 職場における貢献の認識
  - 第8章 攻撃的行為からの保護
  - 第9章 雇用の保障
  - 第10章 情報とコミュニケーション
- 参考資料  
メンタルヘルスアクション  
チェックリスト

全頁カラー

〒151-0051  
渋谷区千駄ヶ谷 1-1-12  
桜美林大学内 3F  
TEL: 03-6447-1435  
FAX: 03-6447-1436  
HP: <http://www.isl.or.jp/>

公益財団法人  
大原記念労働科学研究所

体裁 A4判並製 144頁  
定価 1,320円(税込み)  
図書コード ISBN 978-4-89760-333-9 C 3047

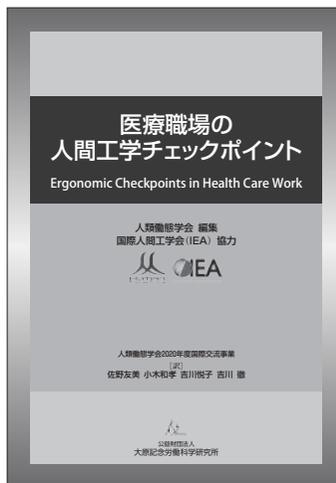
医療・看護現場の改善を支える参加型活動への応用と改善策

# 医療職場の 人間工学チェックポイント

シリーズ最新刊! 全頁カラー

ISBN 978-4-89760-337-7 C 3047

体裁 A4判 172頁  
定価 1,980円(税込み)



人類動態学会編集  
国際人間工学会 (IEA) 協力  
人類動態学会 2020年度国際交流事業  
〔訳〕佐野友美・小木和孝・吉川悦子・吉川徹

〔構成〕資料保管と取り扱い  
医療機器と手持ち器具の  
安全性

人の安全な移送

ワークステーション

作業場環境  
有害物質および有害要因

感染予防対策

福祉設備  
緊急事態への備え

作業組織と患者の安全

〔資料〕  
参加型トレーニングにおける使用方法  
医療職場アクションチェックリスト  
医療職場の改善事例

公益財団法人  
大原記念労働科学研究所

〒151-0051  
渋谷区千駄ヶ谷 1-1-12  
桜美林大学内 3F  
TEL: 03-6447-1435  
FAX: 03-6447-1436

# クリソタイル アスベスト

話題の最新刊

毎年約22万人が肺がんなど関連疾患で死亡しているアスベストは、重要な職業性発がん物質のひとつである。アスベスト使用は減少しているが、特に発展途上国では未だにクリソタイルが広く使われている。本書はクリソタイルへのばく露に伴う健康リスクの管理に関わるすべての関係者に必須の一書。

編集：WHO(世界保健機関)

翻訳：職業性呼吸器疾患有志医師の会

斎藤草太、柴田英治、田村昭彦、名取雄司、春田明郎、久永直見、平野敏夫、藤井正貴、舟越充彦、細川善夫、水嶋潔、毛利一平

目次構成

前書き

アスベスト関連疾患の克服

よくある質問と回答

追加情報

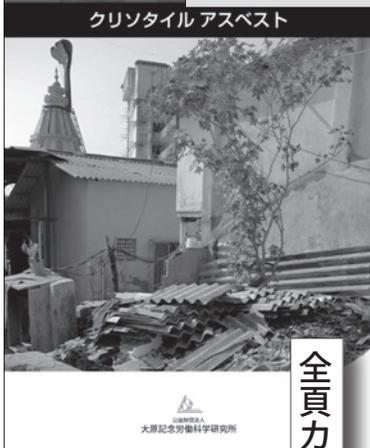
WHOのクリソタイル評価の専門的要約

・採掘、製品製造、使用、ばく露

・健康への影響(肺がん/中皮腫/アスベスト肺)

・世界の疾病負荷/クリソタイルの代替繊維

・参考文献



クリソタイル アスベスト

全頁カラー

〒151-0051  
渋谷区千駄ヶ谷 1-1-12  
桜美林大学内 3F  
TEL: 03-6447-1435  
FAX: 03-6447-1436  
HP: <http://www.isl.or.jp/>

公益財団法人  
大原記念労働科学研究所

体裁 A4判並製 50頁  
定価 本体 1,000円+税  
図書コード ISBN 978-4-89760-336-0

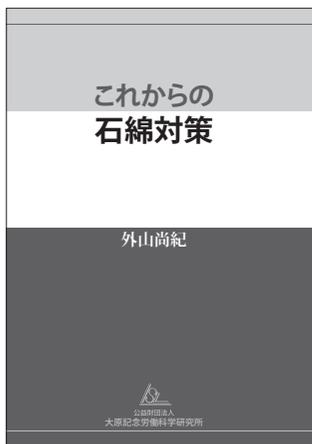
# これからの石綿対策

外山 尚紀

NPO 法人東京労働安全衛生センター/労働安全衛生コンサルタント/建築物石綿含有建材調査社協会副代表理事/大原記念労働科学研究所協力研究員

好評既刊!

最強の発がん物質＝石綿(アスベスト)の被害が止まらない。日本では石綿による疾患である中皮腫の死亡者は年間1,555人に達し、世界では毎年22万人の命を奪っている。石綿は建材に多用され、身の回りに大量に残されている。その対策は大丈夫なのか? 著者の20年の経験をもとに石綿のリスク、曝露の実態、石綿対策の課題を分析、検討し、これからの石綿対策を提案する。



ISBN 978-4-89760-334-6 C 3047

体裁 A5判 168頁  
定価 本体 1,000円+税

- 本書の構成
- 第1章 石綿と石綿のリスク
  - 第2章 石綿曝露
  - 第3章 石綿対策の現状と課題
  - 第4章 震災と石綿
  - 第5章 英国の石綿対策
  - 第6章 これからの石綿対策

・関連図表・写真を多数収載

〒151-0051  
渋谷区千駄ヶ谷 1-1-12  
桜美林大学内 3F  
TEL: 03-6447-1435  
FAX: 03-6447-1436

公益財団法人  
大原記念労働科学研究所

# 自由と想像 彫刻に向かって

## 2

菅沼 緑



搬入のために分解された作品（アトリエ、1997年、撮影・菅沼 緑）

### チューリップハット

これをつくったのは私がまだ日大の学生だった時でした。それまでの4年間、柳原義達先生と土谷武先生から、それに先輩の人たちからの話を聴き、自分なりに彫刻というものについて考え、把握しようとしてきました。だけど、それはあまりにも問題が大きくて、漠然としすぎていました。

その頃60年代は、それまでパリが中心だった現代美術の主流がアメリカに移って、「ポップアート」と呼ばれるポピュラーで物質的な日常を切り取るような表現が溢れていました。若い学生の私たちは意味も分からず、とにかく勢いよくそれらに飛びついて、美術の現在らしいことに向き合おうとしていました。

そしてある時、土谷先生が鉄の鋳物で作品を考えてくるようにと、私たちに課題を出しました。それは、発泡スチロールで原形をつくり、それを砂に埋めて、溶けた鉄を流し込めばスチロールはすぐに燃えてなくなり、鉄に取って代わる、ということを川崎の大きな鋳造所で実際にやってくれるということでした。さて、発泡スチロールは軽くて、簡単に削ることはできますが、丸く出っ張ったところはいいけれど、へこんだかたちを削り出す方法を私には考えられませんでした。そこで、なるべく出っ張りだけのかたちをとつくったのが、この作品です。

下に四角っぽいいけれど、丸みを帯びたかたちが山高帽というイメージです。その帽子の上に4本のチューリップが刺さっているということにしました。

発泡スチロールでつくった時には、チューリップの茎はまっすぐでしたが、砂に埋める際に

適当に曲がって、いかにも風に揺れているような感じになりました。花びらの部分はヤスリで磨いてから、ラッカーで黄色に塗りました。全部に色を塗ってしまえば、鉄でつくった意味がなくなってしまうと思い、ヤスリを掛けた後、サビ止めに透明のラッカーで仕上げました。

初めて自分の考えでかたちをつくった作品でした。それがことのほか面白くできたと思ひ、理屈っぽい人体彫刻から離れて、自分のかたちを考えてつくるきっかけにもなった「チューリップハット」ができたのでした。

彫刻も絵画でも、いや、どのような表現であっても「表現は自由」なのだと、こういう経験を通して感じるわけでした。

憲法でも表現の自由が書かれていますけれど、こうした制作の過程をくり返してきて、やっと最近になって、そういう「自由」ということに気がつくお粗末さです。

だけど、自由ほど不自由なことはないことにも気がつき始めます。だって、生まれることは死んでゆくことなのだから、と命の時間の中で、できるだけ自由を愉しみ、はたまた悩み、翻弄されることに自由はないと思うのです。

そうした迷走の幅をできるだけ拡げて愉しもうと思ひます。限られた命という時間の中で、いろんなことを試して「これが答えだ」といつてみたいものです。

すがぬま るく  
彫刻家、「まちてくギャラリー」企画人

## チェックポイント 125

若年労働者のために適切な作業負担を割り当て、チームワークを促進し、適切な訓練を行います。

### なぜ

若年労働者は、成熟した労働者と比較すると、身体的および精神的能力において経験が十分ではないとされています。

若年労働者が作業場課題をこなせるよう、十分な作業経験を解決できるように、

作業場のリスクに対処するとき、最も影響を受けやすい労働者は仕事の経験が最も少ない人たちです。この「新しく加わったばかり」という要因は、しばしば若年労働者の「年齢」要因と混同されます。作業に加わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

わ

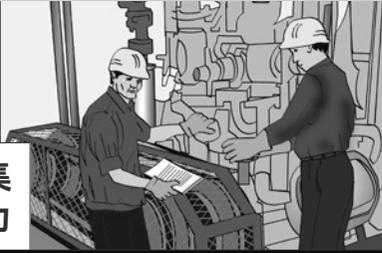
わ

わ

わ

3. 若年労働者に作業中の彼らの背景知識、技能、トレーニングを実施します。適り、若年労働者の場合、を低減することができます。

4. 年輩労働者に若年労働者支援する人は、若年労働



## 第2版【カラー版】

国際労働事務局 (ILO) 編集  
国際人間工学会 (IEA) 協力  
小木和孝 記

### 追加のヒント

若年労働者が法定の雇

図125a 若年労働者に対して、彼らの背景経験、知識、スキル、体力を考慮しながら、作業中にリスクに対処する方法を訓練します。

# 人間工学チェックポイント

### リスク低減

- ・ 負傷率の増大
- ・ ストレスによる健康障害
- ・ 不十分なコミュニケーション
- ・ 不十分な理解
- ・ 労働者の健康低下

### どのように

1. 若年労働者が新しく作業場に配属されたら、作業システムの説明と若年労働者の支援策を含む、適切な訓練を行います。定期的な彼らの相談に応じるのも役立ちます。

2. チーム作業手順を見直して、若年労働者に

若年労働者の支援が、行われるように確保し安全と健康に危険となると相談すべきです。

### 記憶ポイント

若年労働者が十分な作業接します。問題が深刻にな労働者が若年労働者にオン支援します。



図125b 若年労働者が作業場の問題を話し合い、自分たちのニーズを反映した実際的な改善策を提案する機会を提供します。

## 安全、健康、作業条件改善のための 実際的で実施しやすい対策



広範囲の現場状況について応用できる  
実際的で低コストの人間工学改善策を  
以下の9つの領域に分けて、132の  
チェックポイントで解説。

- ・ 資材保管と取り扱い
- ・ 手もち工具
- ・ 機械の安全
- ・ ワークステーションの設計
- ・ 照明
- ・ 構内整備
- ・ 有害物質・有害要因対策
- ・ 福利厚生施設
- ・ 作業組織

各チェックポイントは、挿し絵付きで、「なぜ」リスク／症状「どのように」追加のヒント」「記憶ポイント」で構成。「このマニュアル利用のための提案」の節を設けて使い方をわかりやすく説明し、巻末に「現地に合ったトレーニング教材の具体例」を豊富に掲載。

図書コード ISBN 978-4-89760-328-5 C 3047

体裁 A4判 並製  
総頁 338頁  
定価 本体 2,500円＋税



〒151-0051  
渋谷区千駄ヶ谷1-1-12  
桜美林大学内3F

公益財団法人  
大原記念労働科学研究所

TEL : 03-6447-1435 (事業部)  
FAX : 03-6447-1436  
検定担当 : sc@isl.or.jp



[改訂]  
**産業医学100話**  
働く人の健康と病気

野村 茂

- 1 働く人々の健康と疾病
- 2 職業生活と循環系・血液系の疾患
- 3 労働と職業性呼吸器系疾患
- 4 職業生活と消化器系の疾患
- 5 労働と職業性皮膚疾患
- 6 職業生活と内分泌系その他の疾患
- 7 産業化学物質の作用と毒性
- 8 化学物質（無機化合物）による産業中毒
- 9 化学物質（有機化合物）による産業中毒
- 10 物理的要因による職業性疾患
- 11 生物的要因による職業性疾患
- 12 職業性ストレスとメンタルヘルス
- 13 これからの産業医学の課題

〒151-0051  
渋谷区千駄ヶ谷 1-1-12  
桜美林大学内 3F  
TEL : 03-6447-1435  
FAX : 03-6447-1436  
HP : <http://www.isl.or.jp/>

体裁 B 5 判並製 280頁  
定価 本体 2,286 円＋税

公益財団法人  
大原記念労働科学研究所



図書コード ISBN 978-4-89760-312-4 C 3047

大阪の地で「労働安全衛生大学」開講から 40 年にわたった  
講師団と労働者の熱意が呼応した一大研修事業の意義と全体像

労働安全衛生研修所  
40年のあゆみ

# 労働安全衛生研修所 40年のあゆみ

## 1970—2009

編集：「労働安全衛生研修所 40 年のあゆみ」編集委員会

1970—2009

The In-Service Training Institute  
for  
Safety and Health of Labor



〒151-0051  
渋谷区千駄ヶ谷 1-1-12  
桜美林大学内 3F  
TEL : 03-6447-1435  
FAX : 03-6447-1436

公益財団法人  
大原記念労働科学研究所



第 1 部 40 年のあゆみ

労働安全衛生研修所のあゆみ／三戸秀樹

第 2 部 40 年をふり返って

江口治男／圓藤吟史／金澤 彰／金原清之／桑原昌宏／小木和孝  
近藤雄二／佐道正彦／徳永力雄／中迫 勝／藤原精吾／水野 洋

第 3 部 議事録・名簿

総会・理事会・評議員会議事録／歴代役員一覧／歴代顧問一覧  
歴代講師一覧／修了者数年次推移・団体別推移

第 4 部 資料

関連文書：財団法人労働安全衛生研修所設立趣意書ほか／梶原三郎  
講座募集案内：1970 年度／1999～2001 年度／2008 年度  
国立生命科学センターの提唱：1978 年 8 月  
研修所 30 年のあゆみ 1970～2000 日本語版：2000 年 3 月  
運営資料

最新刊!

図書コード ISBN 978-4-89760-335-3 C 3047

体裁 A4 判函入上製 180頁  
定価 本体 2,500 円＋税

## 従業員エンゲージメントを仕組化する スキルマネジメント

中塚 敏明 著

### 人と組織を甦らせるマネジメント

編集部

著者が社長を務めるスキルティ株式会社は、離職率40%から従業員エンゲージメントをアップさせて人材難を解決し、社内の生産性も上昇させることに成功した企業として注目を浴びている。本書では、「人」に頼らず「システム」によって人材教育と従業員エンゲージメントを高めることができる仕組みを丁寧に紹介している。

従業員エンゲージメントとは、企業と従業員の相互理解や自社への貢献意欲を表す言葉であり、スキルマネジメントとは、従来、人に頼りすぎる能力開発をシステムによって解決していく仕組みのこと。本書は「人」問題に悩んでいる経営者やチームリーダーに解決策を提示する指南書でもある。

わずか3名で起業した同社は、創業5期目の段階で社員数50人を超える企業に成長した。しかし、その一方で、業務拡大のために積極的に新人を採用しても数ヶ月後には退職されるという事態が続ぎ、2017年には離職率が40%を超えたため、従業員エンゲージメントを測定する「エンゲージメント・サーベイ」を実施すると、会社の制度・待遇への強い不満が存在することが判明した。特に人事評価制度における公平性や透明性などへの不信感が多かったことから、著者は人事評価制度の改革に取り組んだ。新たな人事制度により離職率は低下するが、部下の支援という負担が増したミドル層を疲弊させ、中間管理職の離職が目

立つようになってきた。そこで著者はスキルマネジメントシステムを考案し、その導入により2022年には離職率が4.5%にまで激減した。

著者が開発したスキルマネジメントシステムには、①各種能力を一覧にした「スキルマップ」、②能力をチェックリストにした「スキルボックス」、③能力を軸にキャリア形成を計画する「キャリアマップ」、④目標と現状のスキルとのギャップを把握する「能力分析」という4つの特徴がある。この4つの仕組みでPDCA（計画、行動、点検、修正）を回すことにより、個々の従業員に応じた能力開発が促進されると著者は強調する。さらに、スキルボックスに紐付けたeラーニングを導入したことでゲームのようなステップアップの達成感を得ながら能力を身につけられ、一人ひとりがプラスの感情を持ちながら取り組めるため、風通しのよい職場環境の実現を可能にする。

スキルマネジメントは、人的資本経営を実現する仕組みであり、「人」に頼る経営・マネジメントから脱却する道筋を本書は示唆している。日本の中小企業が抱える問題として、新人を育成する時間がないとか、離職率が高く、人が定着しない、あるいは従業員のモチベーションが低いなどが挙げられるが、山積する問題の解決のヒントが散りばめられている本書をぜひ手に取って頂きたい。



中塚 敏明 著  
クロスメディア・パブリッシング  
2023年2月、四六判、232頁、1,958円  
(税込み)

プロローグ 人材難をどう乗り越えるか？

- 第1章 従業員エンゲージメントを高める新たな戦略とは
- 第2章 スキルマネジメントが能力開発の危機を救う
- 第3章 人事評価制度の限界とスキルマネジメントとの融合
- 第4章 ミッション・ビジョン・バリューの浸透もスキルマネジメントが有効
- エピローグ 「人」とシステムを融合する

編集部

## 看護実践能力向上に不可欠な主要因子の探求： テキストマイニングによる臨床経験5年未満の看護師の記述文の解析から

今井多樹子, 高瀬美由紀, 中吉陽子, 川元美津子, 山本久美子

看護実践能力向上に不可欠な主要因子を明らかにする目的で、看護師522名に無記名の自記式質問紙を配布し、記述文で回答を求めた。253名の回答者から臨床経験が5年未満の看護師71名を抽出し、テキストマイニングで解析した。結果、言及頻度が高かった主要語は『職場環境』『向上心』『知識』『意欲』『能力』『経験』『患者』『コミュニケーション』などで、構成概念として【学習意欲に寄与する医療チーム内の教育・指導体制】【知識・技術力】【研修参加機会と人間関係を基盤とした職場環境】【自己の学習に寄与する先輩看護師の存在】【主体的な行動力】が判明した。看護実践能力向上においては、養育的な職場環境因子を軸に、個人因子と、自分以外の他者による支援因子が上手く噛み合うことの重要性が示唆された。(図2, 表3) (自抄)

## 昼寝椅子における短時間仮眠が睡眠の質、パフォーマンス、眠気に及ぼす影響

小山秀紀, 鈴木一弥, 茂木伸之, 斉藤 進, 酒井一博

本研究では昼寝を想定した椅子での短時間仮眠が睡眠の質、パフォーマンス、眠気に及ぼす影響を調べた。仮眠は昼食後の20分間とし、ベッドでの仮眠を比較対照とした。測定項目は睡眠ポリグラフ、パフォーマンス（選択反応課題、論理課題）、精神的作業負担とした。分析対象は夜間睡眠統制に成功した6名（20.8 ± 1.6歳）であった。ベッド条件に比べ、椅子条件では中途覚醒数が有意に多く（ $p < 0.05$ ）、徐波睡眠が少ない傾向にあった。両条件で仮眠後に眠気スコアは有意に低下した（ $p < 0.001$ ）。パフォーマンスは条件間で有意差はなかった。昼寝椅子における短時間仮眠は睡眠が深くなりやすく、ベッドとほぼ同様の眠気の軽減効果が得られることが示された。(図5, 表8) (自抄)

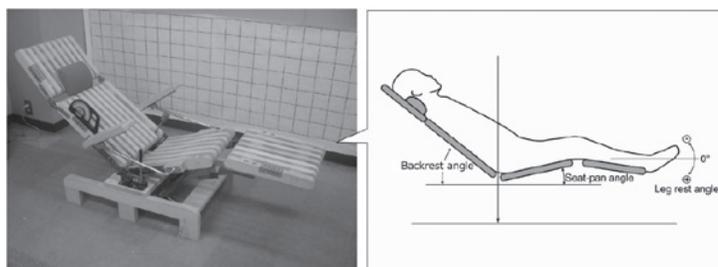


図1 実験椅子と角度の定義

Fig.1 Experimental chair and definition of each angle

THE JOURNAL OF SCIENCE OF LABOUR

# 労働科学®

B5判 年6回刊 95巻2号 定価(本体1,454円+税) 年間購読料9,000円(税込, 送料不要)

## 看現場作業者のGHS絵表示の理解度と文字情報の確認行動

高橋明子, 島田行恭, 佐藤嘉彦

化学物質を取り扱う職場で働く現場作業者を対象に、GHS絵表示の示す危険有害性の理解度と文字情報の確認を促進する要因を検討した。シンボルが単純で危険有害性の性質を表す絵表示は理解度が高かったが、全体的に理解度は非常に低く、他の絵表示と混同されるものや一般的なイメージと一致せず理解度の低いものも見られた。また、文字情報の確認行動には絵表示に関する知識や学習経験、絵表示の付いた化学物質に対するリスク認知、絵表示の示す危険有害性の想像しやすさが関連した。文字情報の確認行動を高めるには、教育訓練においてGHS絵表示が一定の危険有害性を示すことを強調し、リスク認知を高めることが有効と考えられた。(図1, 表7) (自抄)

## 簡易型シミュレーターによる競争場面を用いた 若年運転者における攻撃行動の実験的研究

今井靖雄, 蓮花一己

本研究では、テレビゲームを用いて、運転場面における感情と生理反応の攻撃行動への影響を検証した。実験参加者は、16名の若年群と15名の中年群であった。実験参加者は、カーレースゲームをプレイし、普段の運転やゲームに関する質問紙に回答した。ゲーム中の攻撃行動とゲーム中の生理指標が測定された。重回帰分析を行った結果、若年群の攻撃行動は、主観的欲求不満感情と複数の生理反応が有意になったものの、中年群の攻撃行動は欲求不満感情も生理反応も影響を及ぼしていなかった。(図2, 表7) (自抄)

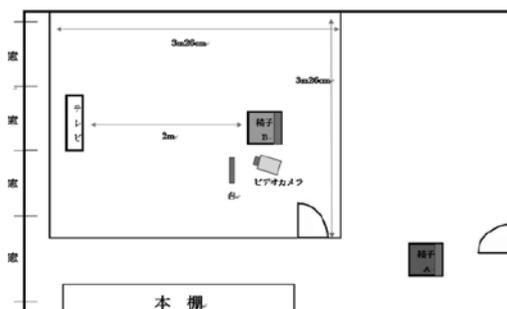


図1 応用心理学実験室

Figure 1 Applied Psychology Laboratory

## 高齢者介護施設における介護職の離職要因の実態： Healthy Work Organization の概念モデルを用いた質的研究

富永真己, 中西三春

Healthy Work Organization (HWO) の概念モデルを踏まえ、介護老人福祉施設の介護職の離職要因の実態解明を目的に、施設のユニットリーダー計14名への半構造化面接による質的研究を実施した。逐語録から離職に関わる記述をコードとして抽出し質的帰納的に分析した。抽出された62コード23サブカテゴリーから成る3カテゴリーのうち、[介護業務の特殊性]はHWOモデルの「作業・職業特性」、[労務・人事管理の未確立]と[組織の方針と体制の未整備]は「組織特性」に該当していた。介護人材の離職対策において、作業・職業特性と背景にある組織特性の実態が明らかとなり、その取り組みの必要性が示唆された。(図2, 表2) (自抄)

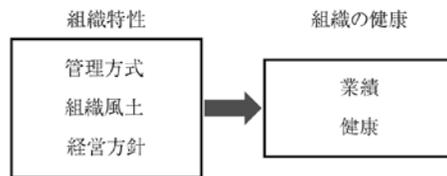


図1 Healthy Work Organization (HWO) の概念モデル8)

Fig. 1 Conceptual model of the Healthy Work Organization (HWO);

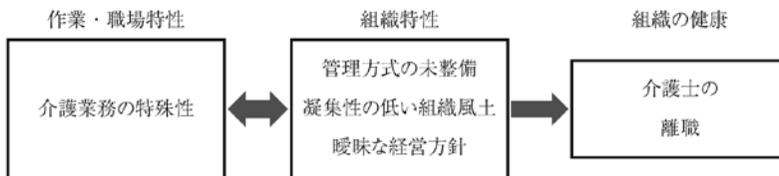


図2 本研究の結果に基づく概念図

Fig. 2 A conceptual diagram based on the results of this study

## 「児科雑誌」に発表された仮称所謂脳膜炎（鉛毒性脳症）に関する研究の足跡（14） 1936年から第二次世界大戦終期1944年まで（第1報）

堀口俊一，寺本敬子，西尾久英，林 千代

1936年から1944年にかけて、「児科雑誌」(Acta Paediatrica Japonica) 428号～437号までと、ここから巻号制に変更され、続く43巻1号～49巻2号までに発表された乳児鉛脳症の研究について検討した。今回は17編の論文を取り上げ、これらの論文は内容に基づいて分類し、総説2編、統計4編、症例11編、計17編について考察した。

## 東大寺大仏の金メッキに伴う水銀中毒の可能性 (リスクアセスメント手法による検討)

金原清之

奈良・東大寺の廬舎那仏像（いわゆる奈良・大仏）は、鑄了後、5か年を要して金メッキが施された。このメッキ法は、金アマルガムを鑄造像の表面に塗り、これを加熱して水銀を蒸発させ、表面に金を残す「アマルガム法」であった。

このとき蒸発させた水銀蒸気により、多数の職人が水銀中毒に罹患したと言われている。しかしながら、中毒が発生したとする根拠は明らかにされていない。

そこで、本報告では、金メッキ作業従事者の水銀中毒発生の可能性をリスクアセスメントにおけるリスク評価の方法を用いて検討した。

その結果、作業は危険な状況で、多数の作業者が中毒したと判断された。

## 日勤労働者男女2名における日常飲酒が睡眠に及ぼす影響

豊田彩織，木暮貴政

研究内容を説明し同意を得た2名の自宅にシート型体振動計を設置して、それぞれ43夜、37夜の睡眠を客観的に測定し、総就床時間、睡眠時間、就床・起床時刻を含む8項目の睡眠変数と、活動量、呼吸数、心拍数を評価に用いた。自記式の記録から就床時の血中アルコール濃度推定値を算出し、各評価項目について、飲酒有無条件間の差と就床時の血中アルコール濃度推定値との相関を統計学的に検討した。2名に共通して呼吸数と心拍数の終夜平均値が飲酒により上昇し、就床時刻の後退と終夜の中途覚醒時間の増加が各々に認められた。無統制環境下においても数十夜の測定により、飲酒が睡眠に及ぼす影響を評価できることが示唆された。

THE JOURNAL OF SCIENCE OF LABOUR

# 労働科学<sup>®</sup>

B5判 年6回刊 95巻5・6号 定価(本体1,454円+税) 年間購読料9,000円(税込, 送料不要)

電動ベッドによる入眠後の自動背下げが睡眠に及ぼす影響

椎野俊秀, 木暮貴政, 土屋みなみ, 大場拓己, 横山道央

20~26歳の計12名(男性6名, 女性6名)を対象に, 自動背下げ条件と水平条件での睡眠状態を主観評価およびシート型体振動計(SBV: 眠りSCAN®)により比較した。前者条件では, 上半身(ベッドの背角度)を10度起こして就寝し, SBVが20分連続で睡眠を測定した後に間欠的な背下げ動作を水平になるまで行った。評価は対象者感で評価順序のカウンターバランスを取り2日間連続で行った。睡眠感およびSBVによる客観的睡眠評価, 起床時の肩と腰の具合, 睡眠中の姿勢と寝返り回数および寝返りのしやすさ, ベッドの動作感覚により評価したが, 有意差が認められた項目はなく, 本研究で行った背下げ動作の睡眠に及ぼす影響はほとんどなかったことが示唆された。

Table 1 Points of OSA sleep inventory MA version and sleep onset estimation

表1 OSA\_MAの各因子別得点と入眠感評価尺度の得点

	自動背下げ条件	水平条件	P値
夢み <sup>†</sup>	28.2±3.2	21.8±9.3	0.059
疲労回復 <sup>†</sup>	20.1±7.2	22.7±7.4	0.092
起床時眠気	23.7±5.0	21.3±6.8	0.137
入眠と睡眠維持	16.5±8.6	15.1±9.2	0.663
睡眠時間	15.4±9.8	15.9±9.0	0.828
入眠感評価尺度	17.2±7.2	17.5±8.9	0.922

n=12, 平均±標準偏差, <sup>†</sup>p<0.10  
得点が高いほど良い評価

Table 2 Sleep variables measured by SBV

表2 SBVによる睡眠指標

	自動背下げ条件	水平条件	P値
総就床時間 [分]	416.7±15.0	415.9±14.7	0.684
睡眠時間 [分]	389.4±26.4	394.4±15.7	0.428
睡眠潜時 [分]	10.8±3.4	9.8±1.9	0.359
睡眠効率 [%]	93.5±5.6	94.8±2.8	0.313
中途覚醒 [分]	13.8±24.1	9.5±12.0	0.405
離床回数 [回]	0.3±0.5	0.3±0.5	0.586
呼吸イベント指数 [回/時間]	6.1±2.4	6.3±2.6	0.785
活動量 [count/分]	25.1±10.2	21.3±8.8	0.155
呼吸数 [回/分]	15.8±1.8	15.7±1.7	0.686
心拍数 [回/分]	59.3±5.7	59.6±4.7	0.829

n=12, 平均±標準偏差

## 婦人科がんを抱えた就労者における離職 およびQOLの関連要因

木全明子, 伊藤慎也, 落合亮太, 眞茅みゆき

本研究の目的は、婦人科がんサバイバーの就労問題、離職に関連する要因、および就労問題が就労者のQuality of lifeに及ぼす影響を明らかにすることである。18歳以上の婦人科がんサバイバー136名に対して横断的質問紙調査を実施した。就労群と離職群を対象に多変量ロジスティック回帰分析を行った結果、離職関連要因は、進行がん、全身状態不良、末梢神経障害、嘔吐による就労への支障、既婚が統計学的に有意な変数であった。線形回帰分析の結果、就労群のQuality of lifeに関連する要因として、高いソーシャル・サポート、高いセルフマネジメント、高い自己効力感はQuality of lifeを高めることが示された。(自抄)

表3 婦人科がん就労群と離職群における離職に対するオッズ比と95%信頼区間

Variable	Working (n=96)	Stopped Working (n=24)	Model <sup>†</sup> (n=114)	
	n (%)	n (%)	Adjusted OR (95% CI)	P-Value
Married (Reference: No)	61 (63.5)	21 (87.5)	222.65 (3.42 - 14491.82)	.011
Gynecological cancer stage (Reference: Less≤2)	17 (17.7)	12 (50.0)	19.26 (1.87 - 198.09)	.013
Performance status (Reference: 1)	46 (47.9)	19 (79.2)	25.34 (2.29 - 280.85)	.008
Symptoms and adverse events of gynecological cancer (Reference: Not at all)				
Peripheral nerve neuropathy	40 (41.7)	18 (75.0)	39.05 (1.96 - 777.58)	.016
Urinary incontinent <sup>‡</sup>	47 (49.0)	6 (25.0)	0.09 (0.01 - 0.85)	.036
Symptom and adverse events interfering with work (Reference: No problem)				
Vomiting	1 (1.0)	8 (33.3)	247.00 (9.59 - 6364.39)	.001
Motivation to work (Reference: None) <sup>‡</sup>				
Mild	3 (3.1)	2 (8.3)	0.01 (0.00 - 0.60)	.030
Moderate	36 (37.5)	7 (29.2)	0.00 (0.00 - 0.07)	.001
Marked	39 (40.6)	8 (33.3)	0.02 (0.00 - 0.63)	.025
Extreme	16 (16.7)	1 (4.2)	0.01 (0.00 - 0.33)	.011

<sup>†</sup>Baseline variables with  $p < 0.05$  in univariate analysis were included; stepwise method (forward selection). Nagelkerke  $R^2$  Model: 0.78, Hosmer-Lemeshow test Model:  $P = 0.601$ , percentage of correct classifications Model: 93.9% ; <sup>‡</sup>Correlated with a low risk of having stopped working; OR, odds ratio; CI, confidence intervals.

シルバー人材センターにおける重篤事故の発生状況：  
10年間の全国データによる検討

森下久美, 松山玲子, 渡辺修一郎, 中村桃美, 石橋智昭

本研究では、全国のシルバー人材センターにおける2009年～2018年度に発生した重篤事故の発生状況・要因を整理した。その結果、就業中の事故では、男性75歳以上層、長期在籍層、「技能群」従事者で事故発生率が高く、約6割の事故が「保護具、服装の欠陥」に起因するものであった。就業途上の事故では、女性、高齢層、長期在籍層で事故発生率が高く、多くは第三者が関与する交通事故であり、「環境的要因」に起因するものであった。今後、シルバー人材センターでは、後期高齢層のさらなる増加が見込まれることから、体力チェックなど健康度の把握および自転車を含む車両による通勤の制限等の被災リスク管理が求められるだろう。

表4 就業途上の重篤事故の発生要因 (n=154)

分類 <sup>1)</sup>	カテゴリ <sup>1)</sup>	n	(%)	コード 番号	発生要因の内容	n	(%)
人的要因	発見の遅れ	85	(55.2%)	1	第三者の前方不注意	53	(34.4%)
				2	被災者の前方不注意	14	(9.1%)
				3	被災者の安全不確認	13	(8.4%)
				4	第三者の安全不確認	5	(3.2%)
	操作上の誤り	17	(11.0%)	5	被災者の操作不適	13	(8.4%)
				6	第三者の操作不適	4	(2.6%)
	健康状態不良	8	(5.2%)	7	被災者の健康状態不良	5	(3.2%)
				8	第三者の飲酒・居眠り運転	3	(1.9%)
車両的 要因 <sup>2)</sup>	整備不良	1	(0.6%)	9	ブレーキ不良	1	(0.6%)
環境的 要因	道路的要因	34	(22.1%)	10	交通安全施設不備	30	(19.5%)
				11	線形不良	3	(1.9%)
				12	道路構造的障害	1	(0.6%)
	交通環境的要因	33	(21.4%)	13	視界障害	21	(13.6%)
				14	路面状態的障害	7	(4.5%)
				15	通行障害	5	(3.2%)
	その他環境的要因	1	(0.6%)	16	強風	1	(0.6%)
					分類不能 <sup>2)</sup>	21	(13.6%)

<sup>1)</sup> 警視庁「事故要因区分」により分類。

<sup>2)</sup> 自由記述データにおいて事故の要因に関する詳細が記述されていなかった事例。

## 介護保険サービス利用者の生きがい就業における金銭的対価の意義

永井邦明, 原田瞬, 川崎一平, 住川佳南枝, 森本誠司, 小川敬之, 小川芳徳

本研究は、生きがい就業における金銭的対価が、介護保険サービス利用者の生きがいどのように寄与しているかを調査したものである。研究の結果、金銭的対価は、「対象となる活動を『仕事』であると認識する」「自信と責任を持って活動を行う」「良いストレスを得る」「主体的な試行錯誤によって得た知識や技術を継承する」「生活行為の範囲を拡大する」「自己の行った活動を振り返り、成果を認識する」「社会からの注目を受けて、社会性を発揮する」という種々の現象を誘発していることが明らかとなり、人生の意味付けにおける自己充足の側面および、公共善の達成の側面の双方から利用者の生きがいに肯定的な影響を与えていることが示唆された。

表1 調査対象者の概要

氏名	年齢	性別	要介護度	活動期間	就業経験の有無	障害高齢者の日常生活自立度	認知症高齢者の日常生活自立度
A	88	女	要介護2	1年6ヶ月	有	A1	Ⅲa
B	86	女	要介護2	1年6ヶ月	有	A1	I
C	78	女	要介護3	5ヶ月	有	A2	Ⅱa
D	73	女	要支援1	1年0ヶ月	有	J2	I
E	91	女	要介護2	1年6ヶ月	有	A2	自立
F	89	女	要介護2	1年6ヶ月	有	A2	自立
G	71	女	要介護2	1年6ヶ月	有	B2	自立

## 家業である歌舞伎俳優を継ぐ者たちにとっての健康：探索的ならびに質的記述的研究

湯浅晶子

質的記述的研究を用いて、伝統歌舞伎の技芸継承の中心的存在といえる、家業である歌舞伎俳優を継いでいる人たちにとっての健康について明らかにした。研究参加者3名に半構成的インタビューを実施した結果、5つのカテゴリ「舞台に立ち続けることで無意識のうちに健康をとらえる」「その時に得られている健康状態で舞台に立ち客に尽くす」「生まれてから死ぬまで歌舞伎俳優であり続ける」「舞台に応じて自分を整える」「自己管理によって健康を成り立たせる」が抽出され、家業である歌舞伎俳優を継いでいる人たちにとっての健康とは、<歌舞伎俳優として、舞台に立つこと、舞台に立ち続けること>であることがわかった。歌舞伎俳優の「健康」言説を明らかにし、さらには歌舞伎俳優が受け入れやすくなる産業安全保健の考え方を検討していく必要があることが示唆された。

## 大工職の建設作業者のハザード知覚スキル獲得プロセスに関する探索的検討

高橋明子, 三品誠

ハザード知覚スキルの獲得プロセスを分析するため、ベテランの大工職の建設作業者へインタビュー調査を行いM-GTAにより分析した。その結果11カテゴリーグループ、37カテゴリー、73概念が生成され、ハザード知覚獲得プロセスは3つの時期に分かれた。初心者期はハザードの知識不足、ハザード・周囲への注意不足、ハザードの低いリスク評価が見られた。初心者からベテランへの移行期は作業者の心理的变化と事故・ハザードの経験がハザード知覚スキル獲得や注視対象のパターン化を促進した。

## 通所介護事業所における生きがい就業支援の実態～具体的な支援の方法に焦点を当てて～

永井邦明, 川崎一平, 原田瞬, 佐川佳南枝, 森本誠司, 小川敬之, 小川芳徳

通所介護事業所における生きがい就業支援の実態をマイクロ・エスノグラフィーの手法を用いて調査した結果、通所介護事業所の内部では、利用者及び職員の【A生きがい就業に対する理解の促進】や【B利用者が活躍できる環境づくり】、【Cボランティアが活躍できる環境づくり】が生きがい就業の成立に重要な役割を果たしていることが示唆された。また、事業所と外部の連携にあたっては、【D近しい地域ネットワークの活用】と【Eコンサルティングの活用】という手段を用いて潜在的な協力企業を探索し、各ステークホルダーと連携しながら【F商品開発を行うにあたっての工夫】をすることで支援体制の構築を進めていることが明らかとなった。

表1 主な調査対象者の概要(抜粋)

氏名	年齢	性別	立場	備考
A	40代後半	女	所長	前職にて、介護福祉士および主任ケアマネジャーとしての勤務経験がある。生きがい就業の支援に必要な人的ネットワークの構築や、外部機関との交渉を行うなど、取り組み全体の統括を行っている。
B	40代前半	男	作業療法士	生きがい就業支援では、商品の管理や利用者の作業遂行支援に関する分析と職員やボランティアへの情報共有などを通して、現場のマネジメントを行っている。
C	30代後半	男	ボランティア	生きがい就業のボランティアと並行して、就労継続支援B型事業所を利用している。支援場面では、利用者の介助と共に、仕上げの作業や商品の仕分けを担当することもある。
D	60代後半	女	ボランティア	元、小学校教諭。現在は生きがい就業支援のボランティアと並行して、小学生の登下校のボランティアを行う。支援場面では、利用者の体温調整や疲労への配慮など一人一人に合わせた支援を実施。
E	90代前半	女	利用者	要介護度：4 生きがい就業の活動期間：1年0か月 就業経験：無 障害高齢者の日常生活自立度：J2 認知症高齢者の日常生活自立度：IIb
F	80代後半	女	利用者	要介護度：2 生きがい就業の活動期間：1年6か月 就業経験：有 障害高齢者の日常生活自立度：A1 認知症高齢者の日常生活自立度：IIIa

## 介護保険サービス利用者の生きがい就業を支援する意義

### 一通所介護事業所の所長が支援を始めるまでのライフストーリーの分析から

永井邦明, 川崎一平, 原田瞬, 佐川佳南枝, 森本誠司, 小川敬之, 田端重樹, 小川芳徳

本研究は、介護保険サービス利用者の生きがい就業を支援している実務家が、どのような経験を経て、利用者の生きがい就業に対する支援が必要と思うに至ったのかを研究対象者の経験を重視したライフストーリーという観点から明らかにし、生きがい就業を支援する意義について考察すること目的とした。生きがい就業の支援を導入した経験を持つ、通所介護事業所の所長にインタビューを行い、ライフストーリーを構築した。分析を行った結果、利用者の見えにくい主体性の排除という介護現場の抱える課題が明らかとなり、介護保険サービス利用者の生きがい就業を支援することには、介護を受けるものが働く場面における見えにくい主体性の否定によって、働く機会を得ることが困難な利用者を支援するという意味があることが示唆された。

## 電産賃金体系「能力給」に関する一考察 —能力給のあがり方・きめ方を中心に—

山口陽一郎

「電産型賃金体系」は、「生活給賃金体系の典型」といわれ、戦後日本における年功給の出発点として高く評価されている。しかし、電産賃金体系は、「生活保証給」と「能力給」による依存型体系である。すなわち、能力給の活用を当初から意図して構想した体系系であった。月例賃金の約80%を生活保証給などが占める平均的構成割合のみをもって、生活給賃金体系の典型であるとみなす通説的な見解が定着したように思われてならない。

実証的な検討・分析に基づき、電産賃金体系における能力給の重要性に注目しつつ、本稿では能力給が労働者の賃金を刺激し、労働者の昇進を動機づける機能を十分にもっていたことを明らかにする。

Table 4 Estimated payment based on ability at the time of initial appointment

表4 推定初任能力給

	技能度		発揮度	合計	能力給
	重要度	困難度			
大学卒業者	20	22	20×0.7	588	195
専門学校	13	16	20×0.7	406	135
甲種中等学校	6	10	20×0.7	224	75
乙種	4	6	20×0.7	140	45
国民学校高等科	2	4	20×0.7	90	27
〃 初等科	0	0	20×0.7	0	20

備考：平均点数1,200点 平均能力給400円トシテ算出ス

(資料出所)「能力給査定基準要綱」及び同別紙「困難度評定基準」日発資料4692『労務関係資料』日本発送電資料室より抜粋。

精神障害者が一般就労移行につながるための就労継続支援B型事業所における支援過程

大原さやか, 落合亮太, 大島巖

就労継続支援B型事業所に通所する精神障害者のうち「移行滞留型」の利用者が希望する一般就労につながる効果的な支援過程を明らかにすることを目的とする。B型事業所管理者12名に対する半構造化面接を実施し、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチの手法を用いて分析した。その結果、一般就労につながる6段階<通所意思を確認する>、<作業を通じて生身の利用者像を把握する>、<成長に寄り添う>、<通所安定を成長と見る>、<就労を意識づけ、つなげる>、<就労継続を支える>の支援過程が抽出された。

本研究より、移行滞留型の利用者の様相と、個別支援計画の活用とストレングス・モデルに依拠した支援の重要性が示唆された。

小規模事業所におけるトラックドライバーの労働環境・健康管理の実態調査

永峰大輝, 仙波京子, 石井賢治, 石川智, 竹内由利子, 北島洋樹, 野原理子, 酒井一博

近年、トラックドライバーの労働環境と健康が問題となっている。トラックドライバーを対象とした従来の調査では、事業所の規模別の分析は行われておらず、全体像をとらえた分析が行われていた。本研究では30名以下の従業員で構成される事業所で働くトラックドライバーを対象に、労働環境と健康管理についてWeb調査を実施した。その結果、小規模事業所で働くトラックドライバーの労働環境が健康に与える影響は少ないものと考えられた。健康診断に関する項目では、個人事業主は健康診断を受診している人が少なく、事業規模が小さいほど健康診断の制度がないところが多かった。健康診断の受診と制度について、対策の必要性が示唆された。

表3 事業所規模別の健康管理の比較 (χ<sup>2</sup>検定の結果)

Table 3 χ<sup>2</sup> test for health management by the scale of businesses

健康管理		従業員数					χ <sup>2</sup>	p	Cramer's V
		個人他 (n = 64)	2-10名 (n = 100)	11-20名 (n = 92)	21-30名 (n = 60)	合計			
健康診断の受診 (最近1年以内)	なし	35	50	35	14	134	15.97	<.001	0.23
	あり	29	50	57	46	182			
健康診断の制度	なし	40	47	20	8	115	46.02	<.001	0.41
	あり	24	53	72	52	201			
健康不安やストレス等の 社内相談窓口	なし	47	71	63	40	221	0.83	.84	0.05
	あり	17	29	29	20	95			
ハラスメントを 受けた経験	なし	42	68	57	34	201	2.30	.51	0.09
	あり	22	32	35	26	115			
運動の実施 (1回30分程度週2回)	なし	37	64	58	35	194	0.98	.81	0.06
	あり	27	36	34	25	122			
運転中の体調不良経験	なし	42	67	57	33	199	2.57	.46	0.09
	あり	22	33	35	27	117			
入社時の血圧測定	なし	45	70	64	37	216	1.54	.67	0.07
	あり	19	30	28	23	100			
入社時の アルコールチェック	なし	36	54	40	25	155	4.76	.19	0.12
	あり	28	46	52	35	161			

最新刊

THE JOURNAL OF SCIENCE OF LABOUR

労働科学®

B5判 年2回刊 98巻2号 定価1,600円(税込) 年間購読料3,000円(税込, 送料不要)

次号（3月号：78巻3号）予定

## 特集<レポート> G7倉敷労働大臣会合開催記念シンポジウム

脱炭素化やデジタル化の推進など大きな構造変化の時代を迎える中、倉敷市と連携して開催「持続可能で働きがいのある社会づくりなどをテーマにしたシンポジウム」をレポート<編集部>

巻頭言<俯瞰>.....	坂本恒夫
凡夫の安全衛生記・73「後輩への一言」施策を進める姿勢と考え方 .....	福成雄三
漂流者たち―クミジヨの肖像・24 .....	本田一成
ILOインド・南アジア産業保健通信・3 .....	川上 剛
「#教師のバトン」で伝わる教職員の過酷な勤務環境・21 .....	藤川伸治
芸能従事者の今・19 .....	森崎めぐみ
TALK to Talk .....	肝付邦憲
労研アーカイブを読む・86 .....	岸田孝弥
歌舞伎で生きる人たち その十九.....	湯浅晶子

### [ 編集雑記 ]

○「天災は忘れたところにやってくる」と子どもの頃から教えられてきましたが、本誌でおなじみの防災専門図書館作成「防災いろはかるた」には「災害は忘れなくてもやってくる」という一枚があります。防災を自分事として考えていきたいと、本誌では今後も年に一度、特集として取り上げてまいります。

雲仙・普賢岳噴火災害の島原からは「音楽の力」という新しい視点での多彩な取り組みの報告が届きました。ウクライナ支援にも熱心な筆者は「一日も早く平和が訪れることを願って!」という言葉で報告を締めくくっています。

「陸前高田を勝手に応援する会」は、地域に愛される小さな旅行社が取り組む大きな仕事を伝えたく、取材させて頂きました。編集子のいささか感傷的な一文も図々しく掲載、恥ずかしい限りですが、被災地に寄り添いたいという気持ちだけはいつも心の片隅にあります。

NPO法人日本トイレ研究所は昨年に引き続いての登場です。前回の特集ではトイレ研究所の名前を初めて知り、災害対策の中でも、トイレ問題がいかに大切かよく分かったという声が聞こえてきました。さあ、何から始めましょうか? (N)

### [ 購読のご案内 ]

○本誌購読ご希望の方は  
直接下記あてにご予約くださるのが便利です。

購読料 1ヵ年 13,000円(税込, 送料労研負担)

振替 00100-8-131861

発行所 大原記念労働科学研究所

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷1-1-12

桜美林大学内3F

TEL. 03-6447-1330(代)

03-6447-1435

FAX. 03-6447-1436

労研ホームページ <http://www.isl.or.jp/>

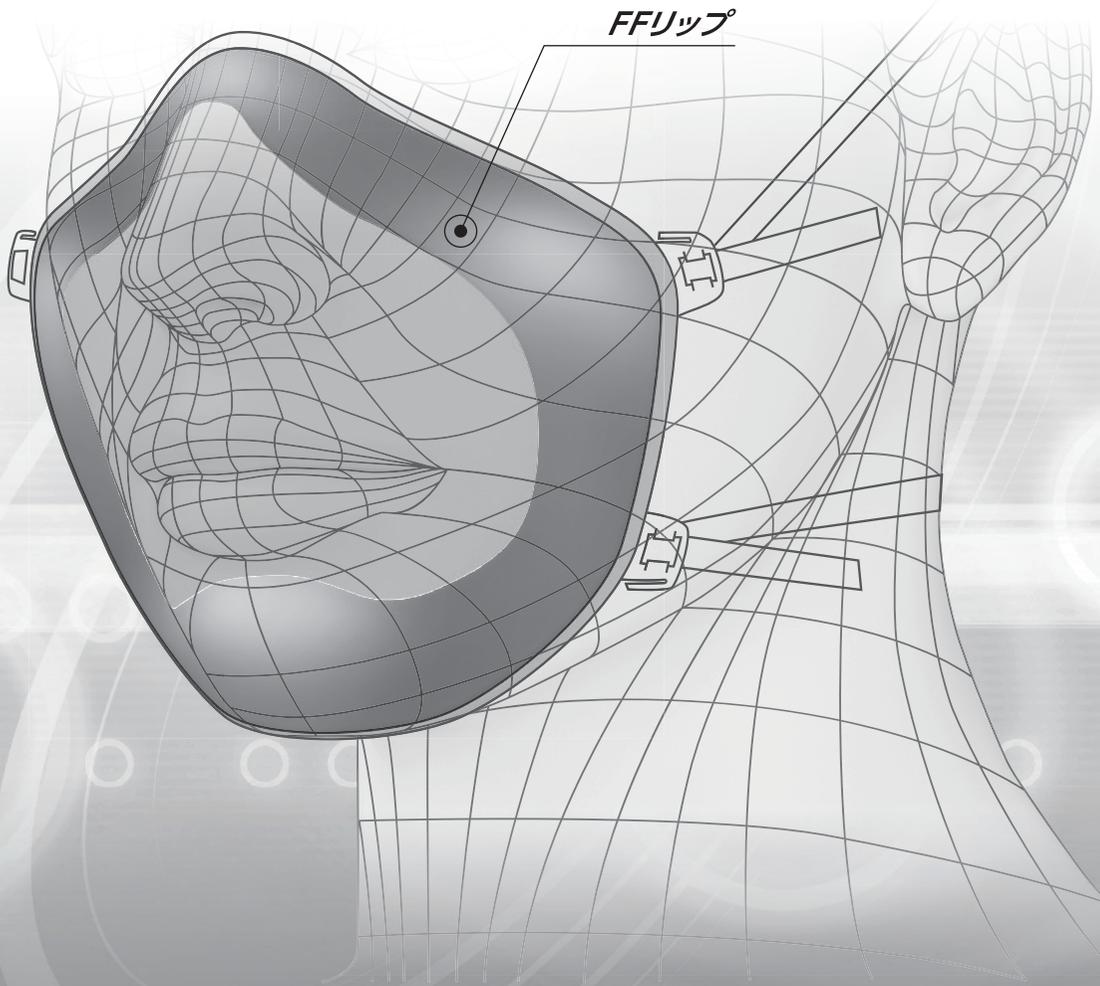
労働の科学 ©

第78巻 第2号 (2月号)

定価 1,200円 本体1,091円

(乱丁、落丁はお取り替えいたします。)

**KOKEN**



フィット性能で選ぶなら。

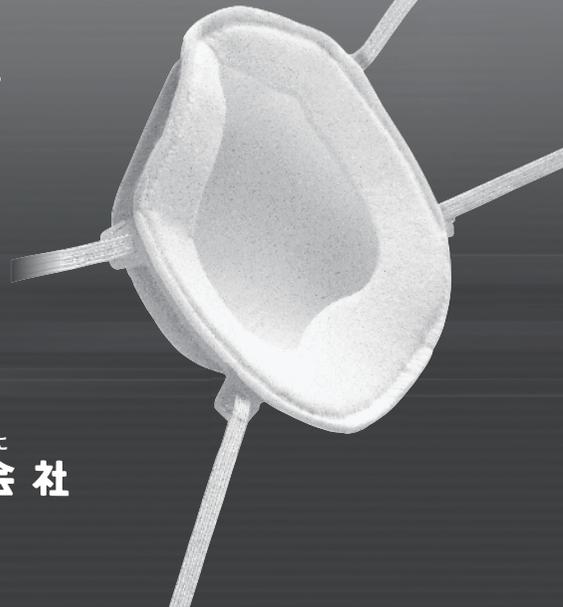
**興研オリジナル**

フィットを向上させる3次元構造のFFリップ

サカ中式

**ハイテック**シリーズ

顔のカーブに合わせたしなやかなFFリップは、  
密着性が高く、顔の動きに追従しやすい設計のため、  
顔に自然になじんで「ぴったりフィット」を実現します。



クリーン、ヘルス、セーフティで社会に

 **興研株式会社**

# 溶接ヒューム(マンガン)のばく露防止対策はお済みですか?

指定防護係数 **300**\*

\*指定防護係数[300]を上回ることを明らかにする書面を製品に添付しています。



直結式電動ファン付き呼吸用保護具

**Sy28X3A**

区分 大風量形/PL3/S級

フィルタ交換で他の指定防護係数にも対応可

指定防護係数 **300**\*



X3A

指定防護係数 **33**



X2-5



T2-5

指定防護係数 **14**



X2



T2

■写真はフィルタX3A

指定防護係数 **33**



直結式電動ファン付き呼吸用保護具

**Sy28RX2.5**

区分 通常風量形/PL2/A級

溶接面に接触しにくいスリムデザイン

フィルタ交換で他の指定防護係数にも対応可

指定防護係数 **33**



X2-5



T2-5

指定防護係数 **14**



X2



T2

■写真はフィルタX2.5

指定防護係数 **10**



取替え式防じんマスク

**TW02SFX2**

区分 RL2

指定防護係数 **10**



X2



T2

■写真はフィルタX2

●伝声器付きのTW08SFIX2もあります。



使い捨て式防じんマスク

**DD02-S2-2K**

区分 DS2



ラムダラインは、Λ(ラムダ)形になった保形テープが立体構造をしっかりとキープするマスクの愛称。



面体を有する呼吸用保護具を使用するときは、フィットテストが必要です!

JIS T 8150:2021に定める方法又はこれと同等の方法により、1年以内ごとに1回、定期的に、その呼吸用保護具が適切に装着されているかの確認(フィットテスト)が義務付けられています。(令和5年4月1日から施行) フィットテストにはサンプリングアダプター又はサンプリングプローブを備える面体の使用が必要です。

密着性を視覚化



MNFT PRO(マスク内圧・フィッティングテスター)は、顔と呼吸用保護具の密着性の良否(フィットファクタ)を確認するための装置です。漏れ率又はフィットファクタと同時に、マスク内圧をリアルタイムで確認できます。



溶接ヒュームを捕集したフィルタは、水洗再生リターナブルシステムを利用して、水洗して繰り返し使用できます。

対象フィルタ **X2.5、T2.5、X2、T2**



株式会社 **重松製作所**  
 SHIGEMATSU WORKS CO., LTD.

www.sts-japan.com

本社

〒114-0024 東京都北区西ヶ原1-26-1

TEL 03(6903)7525(代表)

